

遺言に於て私生子として認知せられたる私生子は遺言者が生存したるときは給付すべき義務を有したり  
し扶養を其の相續人より請求することを得 但し遡及的效力を有せず  
前記の規定は私生子が遺言者に依り私生子の權利付與の目的を以て形式的に認知せられざる場合又は右  
の認知が效力を生ぜざる場合に之を適用すべし

「エストニア」

私生子は法律の普通手續に於ては其の父を相續せず。

其の母竝に母の血族關係に關しては私生子は嫡出子たる同一の相續權を有す（「バルチック」私法第  
千八百七十二條）

芬 蘭

私生子は嫡出子と同一の順序竝に同一の範圍に於て其の母其の母の親族竝に私生子の卑屬を相續すべ  
し。

其の父に依り認知せられたる私生子は又嫡出子と同一の順序竝に同一の範圍に於て其の父竝に其の父の  
親族を相續すべし。

佛 蘭 西

適法に認知せられたる私生子は民法第七百五十六條乃至第七百六十一條第七百六十五條第九百十三條竝  
に第九百十五條に規定する條件の下に其の父母を相續することを得。

右の私生子は又或場合に於ては其の私生子たる兄弟姉妹を相續することを得（第七百六十六條）

姦通又は近親相姦關係より生れたる子は相續することを得ず 單に扶養を受くるの權利を有す（民法第  
七百六十二條）

（相續權に關する諸條文は極めて簡略に附録一A表第十一頁に説明せり）

獨 逸

私生子は相續權に關しては其の母竝に母の親族に關して嫡出子の地位を占む。

私生子は其の父竝に父の親族に對して相續權を請求することを得ず。

父の死亡後に於ける私生子の扶養請求の取扱に關しては民法第七百七十二條を参照すべし（第一問に對  
する回答参照）

印 度



印度教徒の場合には二度生れたる姓階の私生子たる男子は其の父の財産より扶養を受くる権利を有すれども父を相続することを得ず。他方に於て首陀ヌラタ（印度四姓の最下級）の私生子たる男子は其の母が父の獨専的且つ繼續的の扶養の下に在る印度教徒たる女にして右の關係が姦通又は近親相姦に非らざる場合には其の父を相続することを得。然れども嫡出子たる男子の取分の二分の一を取得するに過ぎず。

私生子たる女子は首陀ヌラタに在りても其の父を相続することを得ず。

印度教徒たる女の私生子（女子を含む）は其の私有財産（stridhana）を相続することを得れども嫡出子あるときは嫡出子は私生子に優先すべし。

回々教徒の場合には「スンニス」教徒（回々教の正經中に無き「マホメット」の口述せる經典を奉ずる者）と「シャー」教徒（回々教の一派にして「スンニス」派を認めざる者）とを區別せざるべからず。

「スンニス」教徒の私生子は其の母竝に母の親族を相続すれども其の父又は父の親族を相続せず。「シャー」教徒の場合には私生子關係は相続に對し絶對的の障害とす。

佛教徒の私生子は嫡出子なきときは相続することを得。

歐洲人印度に於て生れたる英人竝に原則として一般に基督教徒の場合には何等私生子に對し遺贈を妨ぐるもの無きに拘らず私生子は無遺言相続を爲すことを得ず。

#### 愛蘭自由國

私生子は相続權を有せず。

#### 伊 太 利

私生子は認知せられたる場合又は認知を宣告せられたる場合には其の兩親を相続することを得（民法第七百四十三條）

私生子は若し存するときは嫡出子たる親族と均等に認知を爲したる兩親を相続すべし。但し右の場合には制限を受くべし。

相続が開始せられたる後に爲されたる準嫡は遡及的效力を有せず（民法第二百一條）

私生子は認知せられたる場合に於ても其の父母の血族に屬する財産に對し何等の權利を有せず（民法第七百四十九條）又他の兄弟が同一の父母を有する場合に於ても私生子たる傍系親族は右の他の兄弟に依り相続せらるべき財産を取得する權利を設定せず。

私生子は其の他の一切の親族を除き嫡出子たる尊屬竝に卑屬竝に其の母又は父の夫又は妻と均等に相続すべし。



認知することを得ざる子は嫡出子たると又は遺言に依るとを問はず相続権を有せず。然れども單に第九十三條に規定する場合に於て扶養を請求すべき権利を有す。而して右の扶養は父母の所得並に嫡出子たる相続人の數及身分に比例し之を定むべし（第七百五十二條並に第七百六十七條）

遺言者が嫡出子たる卑屬を残したるときは準嫡せられざりし私生子は遺言の條件に於て遺言無き場合に法律に依り受くることを得べき以上を受くることを得ず（第七百六十八條）然るに子なきときは私生子の財産は若し存するときは夫又は妻と共に私生子の兩親に移轉すべし（民法第七百四十三條乃至第七百五十二條）

法律上の手續の結果として通告せられたる子に關し亦同じ（民法第九十二條）

日 本（省略）

「ラトヴィア」

私生子は母のみを相続す。

「ルクセンブルグ」

私生子は相続することを得ず。法律は單に私生子が適法に認知せられたるときは其の死亡したる父又は母の財産を受くるの権利を之れに與ふ。

法律は私生子の父又は母の兩親の財産を受くる権利を私生子に付與することなし。

私生子が其の死亡したる父又は母の財産を相続すべき権利は左の如く規定せらる。

父又は母が嫡出子たる卑屬を残したるときは右の権利は私生子が嫡出子たるときは相続することを得べき部分の三分の一、父又は母が卑屬を残さずして尊屬又は兄弟又は姉妹を残したるときは二分の一、父又は母が卑屬又は尊屬並に兄弟又は姉妹を残さざるるときは四分の三とす。

私生子は其の父又は母が相続すべき権利を有する親族を残さざるるときは全財産を相続するの権利を有す。

私生子が其の兩親より先死するときは其の子又は卑屬は右の私生子が生存したりしときは之れに屬したるべき権利を請求することを得。

私生子が相続の開始せらるる父又は母より取得したるものは之を財産混同に加ふべし。

私生子が其の父又は母の生存中前記の條款に據りて其の取得すべき部分の二分の一を取得し且つ父又は母が明示的に私生子をして其の割當部分に限局せしむべき意思を表示したるときは私生子は他の権利を請求することを得ず。右の部分が私生子の取得すべきものの二分の一以下なるときは私生子は單に右の二分



の一を補充するに必要な額を請求することを得。

姦通又は近親相姦より生れたる子は單に扶養を受くるに過ぎず。

「モ ナ コ」

一七六

此の権利は民法に於ける左の條文に依りて支配せらるべし。

第六百三十八條

法律は私生子に對し單に私生子が適法に認知せられたる場合に於て其の父母の財産を取得すべき権利を付與するに過ぎず

適法に認知せられたる私生子は其の死亡したる父又は母の財産に對する相続人となるべし

第六百三十九條

法律は私生子に對し其の父又は母の兩親の財産を取得すべき権利を與へず

第六百四十條

私生子が其の父母の遺産を相続すべき権利は左の如く之を定む

父又は母が嫡出卑屬を残したるときは右の権利は私生子が嫡出子たりしときは相続したるべき部分の二分の一とす

第六百四十一條

父又は母が卑屬を残さずして尊屬又は兄弟又は姉妹又は兄弟又は姉妹の嫡出卑屬を残したるときは私生子の相続権は四分の三とす

第六百四十二條

私生子は父母が卑屬又は尊屬並に兄弟又は姉妹又は兄弟又は姉妹の嫡出卑屬を残さざるときは全財産を取得すべき権利を有す

第六百四十三條

私生子が其の兩親より先死したるときは其の子又は卑屬は前諸條に規定する権利を請求することを得

第六百四十四條

第六百三十八條第六百四十條第六百四十一條並に第六百四十二條の規定は姦通又は近親相姦關係より生れたる子に之を適用せず 法律は右の子に扶養を與ふるに過ぎず

第六百四十五條

右の扶養は父母の財産並に嫡出子たる相続人の數及地位を斟酌し之を定むべし

第六百四十六條

姦通又は近親相姦關係より生れたる子の父又は母が其の子に商業を學ばしめたるるとき又は兩親の一方が

一七七



其の生存中其の子の扶養を給付したるときは其の子は父母の財産の取分を請求することを得ず

和 蘭 (蘭領東印度「スリナム」並に「キョラソー」を含む)

民法第二編第十一部第三節は私生子の存する場合の相続を規定す(第九百九條以下)

尙ほ左に引用する民法第九百五十五條を参照すべし(註一)

(註一)「左の條文は國會議員「エイツチ・ハーネブリンク」氏の和蘭民法翻譯より之を引用せり」

準嫡は過去の婚姻の嫡出子の権利を侵害することを得ず。同様に準嫡は他の親族が準嫡狀の付與に承諾したるに非れば他の親族を相続すべき権利を付與せず(民法第三百三十三條)

第九百九條

死者が適法に認知せられたる私生子を残したるときは其の財産は左の三條の規定に據り之を分配すべし

第九百十條

死者が嫡出卑屬を残したるときは私生子は嫡出子たるときは受けたりし財産の部分の三分の一を受くべし

死者が卑屬を残さずして尊屬又は兄弟並に姉妹又は兄弟並に姉妹の卑屬を残したるときは財産の二分の一

死者が更に遠き親族のみを残したるときは四分の三を受くべし

嫡出子たる相続人が死者に對し各種の親等を有するときは一系に於ける最近親族が他系に於ける私生子

の受くべき部分をも定むべし

第九百十二條

死者が相続すべき親等の親族を残さざるときは私生子は財産の全部を受くるの権利を有す

第九百十三條

私生子が其の父又は母より先死したるときは私生子の嫡出子並に卑屬は第九百十條並に第九百十二條に

規定する権利を請求することを得

第九百十四條

前記の諸規定は姦通又は近親相姦關係より生れたる子に之を適用せず

法律は右の子に扶養のみを與ふ

第九百十五條

右の扶養は父又は母の財産並に嫡出子たる相続人の數並に身分に比例するものとす

第九百十六條

姦通又は近親相姦關係より生れたる子の父又は母が其の生存中右の子の扶養を給付したるときは右の子

は其の父又は母は財産に關し請求權を有せず

第九百十七條



子孫無くして死亡したる私生子の財産は私生子を認知したる父又は母又は私生子が兩親双方に依りて認知せられたるときは同等の取分を以て兩親に歸屬すべし

第九百十九條

法律は私生子に對し次の條文に規定する場合を除き其の父母の親族の財産に對する請求權を付與せず  
第九百二十條

右の親族が相續することを得べき親等の親族並に残存配偶者を殘さずして死亡したるときは認知せられたる私生子は國家を除き相續請求權を有す

更に私生子が子孫並に父又は母又は私生子たる兄弟姉妹又は兄弟姉妹の卑屬を殘さずして死亡するとき  
は私生子の財産は又之を認知したる父又は母の最近親族に移轉し國家に歸屬せず 私生子が兩親双方に依り認知せられたるときは私生子の財産の二分の一は父方の最近親族に移轉し他の二分の一は母方の最近親族に移轉すべし

各親系に於ける財産の分配は相續に關する通常規則に據り之を行ふべし

第九百五十五條

父母が嫡出子並に適法に認知せられたる私生子を殘したるときは後者は本編第十一部に於て之れに付與せらるる以上に其の父母の遺言處分に依りて受益することを得ず

諾 威

兩親の婚姻せざる子は嫡出子と同一の父母相續權を有す(千八百九十二年六月二十七日の補足法を以て千八百五十四年七月三十一日の相續法を修正せる千九百十五年四月十日の法律第四號)

葡 萄 牙

千九百十年十二月二十五日の命令第三十一條の規定に據り認知せられたる私生子は民法第九百九十條乃至第九百九十二條並に千九百十年十月三十一日の立法命令に規定するが如く

私生子を認知したる兩親又は其の祖父母より全部又は一部分相續するの權利を有す。

認知せられたる私生子は其の兩親を相續す(民法第九百九十條以下)且つ千九百十年十月三十一日の命令は私生子は其の祖父母を相續することを明確に規定し(第八條第二項)祖父母相續に關する一切の疑問を解決せり。

認知せられたる私生子は其の兩親並に祖父母を相續すれども左の者を相續せず。

(イ) 嫡出子たる兄弟又は姉妹が嫡出子たる兄弟又は姉妹又は右の卑屬を殘さざるに非れば其の嫡出子た



る兄弟又は姉妹（民法第二千二條）

- (ロ) 六親等以内の他の親族無きに非れば其の兩親の傍系親族 同様に認知せられたる私生子の傍系親族は同様の場合に私生子を相続すべし（民法第二千五條並に千九百十年十月三十一日の命令第八條）
  - (ハ) 兩親は其の他の卑屬を相続するが如く其の認知せられたる私生子を相続す。但し右の私生子が子孫を残したるときは勿論此の限りに非ず（民法第九百九十四條並に第九百九十九條）
- 認知せられたる私生子たる男子が婚姻したるときは其の妻は其の生存中遺産の二分の一の用益權を  
取得すべし（民法第九百九十五條）

南亞弗利加

私生子は法律上其の父に對し他人とす。私生子は無遺言を以て父の財産を相続せず。然れども遺言に依りて私生子に動産並に不動産を遺贈することは私生子の父の自由とす。

【母に對して私生子なし】(Fene moeder markt geen bastard) と云ふ我が法律上の理論に因りて私生子は無遺言を以て其の母又は母の尊屬を相続すべし。尙ほ母は其の私生子に對し財産を遺贈することを得るは謂ふを俟たず。

反對に子孫を残さざる私生子の死亡の場合には母又は母の親族は相続す。父又は父の親族は無遺言相続

に加はらず。

南亞弗利加の法律は相続に關しては不動産と動産との間に區別を設けず。

西班牙

事後の婚姻に依り準嫡せられたる子は嫡出子と同一の權利を有す。

適法に認知せられたる私生子は特別に

恩惠を受けざる各嫡出子の受くべき遺産部分が遺言者の自由處分に屬する遺産の三分の一以内なるときは各々右の嫡出子の受くべき遺産部分の二分の一を相続すべき權利を有す。而して右の嫡出子の受くべき遺産部分は埋葬並に葬儀費用を第一に控除し右の遺言者の自由處分に屬する遺産の三分の一より之を得べきものとす。

嫡出卑屬なくして嫡出尊屬ある場合には私生子は認知せられたるときは寡婦に屬すべき遺産の法定取分を害することなく遺言者の自由に處分することを得べき遺産部分の二分の一を相続すべき權利を有すべし。

寡婦と認知せられたる私生子とが共に同意するときは遺産の殘部は寡婦の生存中全財産を以て認知せられたる私生子に之を歸屬せしむることを得。



認知せられたる私生子の権利は死亡後其の卑屬に移轉すべし。

國王の特許狀に依り準嫡せられたる者は認知せられたる私生子と同一の権利を有す。

『自然の子』たる身分を有せざる私生子は單に扶養請求權を有するに過ぎず。

私生子が父又は母より受けたる寄附は遺産の其の子の法定取分より之を控除すべし。

瑞 典

相續に關する私生子の権利は左に引用せる第十二條に依り之を定む（第一問に對する回答中に掲げたる千九百十七年六月十四日の法律第一條を比較すべし）

第十二條

私生子は嫡出子たると同一の方法を以て其の母竝に母の親族を相續し又其の母竝に母の親族は私生子を相續す

私生子が婚約せる兩親の子なるときは嫡出子たると同一の方法を以て私生子は其の父を相續し又父は其の私生子を相續す

他の場合に於ては私生子竝に父は相互に之を相續することを得ず  
私生子と其の父の家族との間には何等の相續權なし

瑞 西

私生子の相續權は第四百六十一條に依り之を規定す 即ち左の如し。

第四百六十一條

母方の血族に依る私生子關係は嫡出關係と同一の相續權を有す

父方に於ては血族に依る私生子關係は單に私生子が其の認知又は父子關係の裁判上の判決に依りて其の父の身分を取得したる場合に限り右の權利を有す

私生子たる相續人又は其の卑屬が其の父の嫡出卑屬と共に遺産相續する場合には右の取分は嫡出子又は其の卑屬に歸屬すべき部分の二分の一に之を減す

第 六 問

私生子に對し公の後見制度ありや若し有りとせば其の組織如何

「アルバニア」

無し。



埃太利に於ては二様の職業的後見制度あり。

(イ) 施設に依る後見(A・B・G・B第二百七條千八百二十二年八月十七日の裁判所の判決J・G・S・第千八百八十八號)

或種の施設の首長は未成年者が不動産を所有せず且つ巨額の動産を有せざるときは其の教育しつつある右の未成年者に對し法律に依り後見の權利義務を付與せらる。右の施設は刑事竝に感化設備公私の慈善教育施設孤兒院竝に棄兒養育所を包含す。然れども裁判所は未成年者の利益の爲めに行動して特別の後見人を任命し又は以前に任命せられたる後見人の權能を維持することを得。

(ロ) 一般後見(A・B・G・B第二百八條千九百十六年六月二十四日の命令R・G・B.L第九十五號) 官廳に屬する團體又は青年保護協會(州市町村又は聯合)は未成年者の團體の後見を擔當することを得。

一般後見は集合的且つ法定の後見の形式を採る。集合後見に關しては裁判所は各場合に於て後見人たるべき團體を任命す。而して被保護者の種類は豫め當該團體に依り之を定む(例へば或市町村に於て生れたる私生子全部又は二歳までの子全部)

埃太利に於ける大抵の青年保護事務所は此の種の職業的後見に基き之を組織す。

一般後見の第二の形式は法定後見とす。之れは後見人の任命の必要が生じたるとき例へば當該團體が私生子の出生に付通知を受けたるときは法律に依り自動的に施行せらるるものなり。右の場合に於ては裁判所は特に其の子の後見人を任命せず。一般後見の此の形式は單に私生子に之を適用するに過ぎず且つ當該團體の請求に基き政府の地方當局と協議の上行動せる管轄第一審裁判所長に依り之を定む。

白耳義

私生子に對する特別後見人を規定する法律なし。私生子が認知せられたるときは民法第三百九十條を適用す。即ち

「兩親一方の死亡に依りて婚姻の解消ありたる後未成年者竝に解放せられざる子の後見は全權能を以て殘存兩親の一方に歸す」

嫡出子の後見に關する規定は又認知せられたる私生子に之を適用す。然れども父は母が父より殘存し私生子の後見人となる場合には母に對し(民法第三百九十一條に於ける)特別の相談役を任命することを得ず。蓋し認知せられたる私生子に對する親權は父母が双方私生子を認知したるときは父母に依り均等に保



有せらるるが故なり。

一八八

私生子が認知せられざるとき又は私生子が近親相姦に於て生れ又は姦通子なるときは其の両親は私生子に對する法定の後見を有せず。

公の救助制度に關する千九百二十五年三月十日の法律第七十六條乃至第八十三條は棄兒遺棄せられたる子竝に窮貧孤兒の後見に關する規定を定むるも右の後見は含蓄に依り認知せられたる私生子竝に認知せられざる私生子双方に之を適用することを注意すべし。

勃牙利

右の制度存在せず。

加奈陀 (註一)

(註一)「第一問に對する回答に關する註第二十八頁參照」

左の諸州「アルバータ」「ニュー・ブリュンズウィック」「ノヴァ・スコチア」「ケーベック」竝に「サスカッチワン」は其の回答に於て公の後見制度を有せざる旨を記載す。然れども「アルバータ」州に於ては私生子の利益は必要なるときは無視せられたる子竝に遺棄せられたる子の監督者に依り之を保護す。

「サスカッチワン」州に於ては必要なるときは訴訟の範圍以上に擴張することを得る權能を有する訴訟に對する公の後見人あり。

「ブリチッシュ・コロンビア」州に於ては一切の嫡出子又は私生子の公の後見人として行動すべき官吏が州知事に依り任命せらる。

「マニトバ」州に於ては少年裁判所の州裁判所は両親無き子に對する後見人を任命するの權限を有す。

「オンタリオ」州に於ては州官吏は兒童の利益に必要なりと認むる如何なる手段をも採るべき權能を有す。私生子の母は其の子又は其の子の出生に關する一切の事項に關し右の官吏の救助を求むることを得べし。州官吏は母の利益竝に其の子の利益を保護すべき義務を有す。

「プリンス・エドワード・アイランド」州よりは本件に關し何等の報告なし。

「エクワドル」

本問題に關する回答に接せず。

「エストニア」

否 私生子に對する公の後見制度なし。

一八九



各市並に各町村に於て私生子の監護に責を有する一名又は數名の監督官あり。右の監督官は裁判所の承認を経て市又は町村より俸給を受くべし。

右の監督官は兩親より扶養を請求すべき権利を有する間其の區域内に於て住所を有する一切の私生子の保護に對し責を負ふものとす。

母が其の子の後見を有するを適當なりと認められざる場合には監督官が後見人に任命せらるべし。但し之を承諾する他の者を任命するが更に望まじきことと認めらるる場合は此の限りに非ず。

私生子の後見は民法第三百八十三條第三百八十四條並に第三百八十九條を修正せる千九百七年七月二日の法律に依り之を設く。

第三百八十三條 (千九百七年七月二日の法律)

適法に認知せられたる私生子に對する親權は最初に之を認知したる父又は母に依り之を行使すべし。父母が同時に私生子を認知したるときは父のみが親權を行使すべし。親權を有する父又は母が他方の母

又は父より前に死亡するときは親權は事實上殘存者に移轉すべし。

但し裁判所は親權を法律の規定に依り之を有せざる父又は母に委託するが爲めには私生子の利益に於て確定することを得。

私生子に對する親權は前記の留保並に財産の管理に關する第三百八十九條の規定に準據する外嫡出子の場合に於ける親權に關する規則に準據すべし。

第三百八十四條

婚姻中父並に婚姻の解消後殘存者(父又は母)は私生子が十八歳に達するまで又は十八歳前に解放せらるるまで私生子の財産を受益すべし

(千九百七年七月二日の法律)

親權を行使する父又は母は第三百八十九條に規定する制限を除きては嫡出子の父又は母と同一の方法を以て其の適法に認知せられたる私生子の財産の法定の受益權を有すべし

第三百八十九條 (第二段落) (千九百七年七月二日の法律)

但し親權を行使する私生子の父又は母は財産管理人となりたる日より三ヶ月以内に任命せらるる様取計ふべき又は次項の規定に準據し職權を以て任命せらるべき副後見人の監督に服し單に法律の規定に依り後見人として其の未成年たる私生子の財産を管理すべし 副後見人の任命が前掲期間内に行はれざると



きは右の任命より前記の父又は母は財産の法定の受益権を有すべし。嫡出子の場合に於て親族會議に歸屬すべき義務は私生子の場合に於ては後見人たる父又は母が私生子を認知したる當時に於て其の法律上の住所を有したる地の第一審裁判所並に私生子が認知せられざる時は私生子の居所地の裁判所に依り之を行ふべし。裁判所は私生子が認知せられたるときは私生子の父母を聴取り又は召喚したる後又は兩親一方の申請に基き又は公益の法定代理人の申請に基き又は職權を以て私生子の後見の設置並に監督に關する一切の問題に關し會議部に於て其の判決を爲すべし。

本章の規定全部は前記の留保並に第三百九十四條並に第四百二條乃至第四百十六條の規定に準據し未成年たる私生子の後見に之を適用すべし。嫡出子並に千八百九十二年一月二十六日の財政法第十二條第二項に規定する無能力者は私生子の後見の設置並に監督に必要なべき一切の行爲又は判決に之を適用すべし。

獨逸

千九百二十四年四月一日に施行せられたる兒童保護に關する獨逸法は一切の私生子に對する法定後見制度を設けたり。

右の法律第三十五條に據れば出生地に於ける兒童保護局は私生子の出生の時より其の後見を擔當す。後見は兒童保護局官吏に依り之を行ふ。兒童保護局の官吏は無給の職人並に有志團體に依りて屢々其の義務を補助せらるべし。原則として後見は私生子の未成年の終期まで即ち二十一歳まで繼續すべし。然れども右の期日以前に於ても單一後見人を任命することを得べし。之れは通常私生子の利益が最早公の干渉を必要とせざるに至りたるるとき即ち私生子の父が私生子の扶養に對し規則的の支拂を爲すとき又は私生子の法律上の請求が他の方法を以て充されたるとき直ちに任命せらるべし。

前記の法律第三十八條に據れば兒童保護局の請求に基き婚姻せざる母の未だ生れざる子を監護するが爲め「管理人」を任命することを得。

右の管理人の義務は其の子の出生の時まで母の諮問に應じ且つ之を補助し母の父に對する法定の請求を擁護する爲め母を援助するに在り。其の子が出生したるときは右の管理人は兒童保護局の承認を経て後見人に任命せらるべし。

印度

私生子に對する公の後見の特別制度なしと雖も私生子は成年に達するまで千八百九十年後見人及被後見人法の後見人の任命に依りて之を保護することを得べし。第八條に據りて區徴收官は之れに同意すると



人は之を後見人に任命することを得。

#### 愛蘭自由國

私生子に對する公の後見制度なし。

#### 伊 太 利

認知せられたる私生子は之を認知したる父又は母又は兩親の法定後見の下に之を置く。

施設に在らざる兩親の知れざる子の法定後見は裁判官二名の市町村會議員並に裁判官の選定したる他の者二名より成る後見會議の手中に之を置く（民法第二百四十八條並に第二百六十一條）

施設の寄寓者たる未成年たる私生子に關しては右の施設の首長會議が後見會議として行動すべし。然れども裁判官は通常後見會議の會合に出席せず又後見人を任命することを要せず。後見會議は其の委員の一人が後見人として行動するが爲めに任命せらるべきやを決すべし（民法第二百六十二條）

遺棄せられたる又は遺棄せられんとする私生子に對する救助問題は千九百二十七年五月八日の立法勅令第七百九十八號を以て之を定む。右の立法勅令は國民母子保護團體が州行政廳に依り與へらるる右の救助を命じ且つ之を監督すべきことを規定す。

#### 日 本（省 略）

#### 「ラトヴィア」

私生子の後見は嫡出子の後見と同一の範圍に於て之を設く。

#### 「ルクセンブルグ」

私生子の問題に關する民法の規定の欠缺は私生子の後見に關しては一層明確に重大なる困難を醸せり。

法律上の學說並に判決例に依りて定まれる法律は全く一致せるには非らざるも父母の法律の規定に依る

一切の後見を否認し單に裁判官の命令を以て與ふる後見を認む。

#### 「モナコ」

然り——右の後見は民法第三百十三條第一項に依り之を定む 即ち左の如し。

嫡出子に對する親族會議に屬する職務は私生子に關しては第一審裁判所に依り之を行ふべし。裁判所は私生子が認知せられたるときは私生子の父母を聴取り又は召喚したる後父母一方の請求に基き又は公益の擁護に對し責を有する法定の官憲の請求に基き又は職權を以て前記未成年者の後見の設置又は監督に關す



る一切の問題に關し會議部として判決すべし。

一九六

和 蘭 (蘭領東印度「スリナム」及「キユラソー」を含む)

認知せられたる私生子竝に認知せられざる私生子の後見は民法第四百八條以下竝に第四百二十條に規定せらる。本文を簡略ならしむるが爲めに左に第四百八條のみを引用すべし。

#### 第四百八條

私生子は之を認知したる成年の父又は母が後見の權利を剝奪せられ又は之を喪失したるに非れば又は他の者が私生子を認知したる父又は母の未成年中又は私生子が認知せらるる以前に後見を委託せられたるに非れば全權を以て私生子を認知したる成年の父又は母の後見の下に之を置く

兩親双方が私生子を認知したるときは後見は同様の條件の下に最初に私生子を認知したる父又は母に委託せらるべし 兩親双方が同時に私生子を認知するときは後見は同様の條件の下に父に依り之を行使すべし

前記の規定に據りて私生子の後見を有する父又は母が死亡し後見を喪失し無能力者となり又は第四百八條(イ)に規定する場合に相當し又は後見人事務所に於て認可せられず又は再任せられざる時は他の母又は父が後見の權利を剝奪せられ又は之を喪失し又は婚姻したるに非れば他の母又は父は全權を以て後見

人となるべし

兩親の孰れもが前記の規定の下に後見を行使することを得ざる時は後見人は裁判官に依り之を任命すべし

後見人の權利を剝奪せられず又右の權利を喪失せざれども婚姻したるを以て前項に據り私生子の後見を全權を以て取得せざる父又は母が後見人に任命せられんことを裁判官に申請するときは裁判官は私生子の利益に反するに非れば之を任命すべし 裁判官は申請者の配偶者竝に生存せるときは他の母又は父竝に副後見人を聴取り又は召喚したる後判決を爲すべし 裁判官の判決は之を控訴することを得

第四百六條は私生子が事後の婚姻に依り準嫡せらるるに非れば母其の私生子の後見人竝に母の夫に之を適用すべし

諾 威

第一問に對する回答に於て述べたるが如く或る場合に於ては私生子の保護は父に移轉することを得れども私生子は母と生活し母に依り養育せらるべきことは法律の原則とす。

千九百十五年四月十日の法律第五條に據れば私生子の保護を爲す父又は母は私生子の後見人とす。第九條には兩親の孰れもが私生子の保護を爲さざる場合に於ける公の後見に對する特別規定を包含す。右の場

一九七



合に於ては後見人は當該官廳に依り之を任命す。私生子の保護を爲す父又は母が私生子を乳母に託し之を監護するの義務を怠りたるるとき又右の規定を適用す。後見人は又私生子の利益が後見人を要するものと認めらるるとき又は母が之を望むときは之を任命することを要す。

後見人の主たる義務は私生子が其の法律上の権利を取得するやを見るにあり。母又は父が私生子を乳母に託し私生子が法律上當然受くべき程度の養育を受け居らざるものと後見人が認めたるときは私生子が他處へ乳母に託され居るやを見るは後見人の義務とす。

更に遺棄せられたる嫡出子の公の後見に適用すべき規定は遺棄せられたる私生子にも亦之を適用すべし。

葡萄牙

私生子に對する公の後見制度ありて各種の場合に各種の方法に依りて適用せらる。

(イ) 認知せられたる私生子

兩親の一方又は双方が死亡したる認知せられたる私生子の後見は民法第二百七十六條乃至第二百七十八條に規定する相違を除きては嫡出子の後見と同一方法に依り孤兒裁判所に依り設けらるべし。認知せられたる私生子に適用すべき後見制度は孤兒補佐人後見人及私生子を認知したる父又は母の友人又は親

族より孤兒裁判所判事の選定する五名の隣人より成る特別會議（親族會議の代用）並に管理人會議を包含するものとす。

孤兒管理人は檢事局に於ける司法官にして各種の地域に於ける未成年者の利益の擁護を爲すの義務を有す。通常裁判所に於ける右代表制度は主として兒童の物質上の利益を保護するを目的とす。

(ロ) 精神上の危険に在る未成年者（貧窮遺棄等）

貧窮なる子又は遺棄せられたる子又は其の他の理由に因り精神上の危険に在りと宣告せらるる子從て兩親が其の親權を剝奪せられたる子も亦國家の被後見人として少年裁判所 (Tutorias) の法定後見人の下に之を置く。小年裁判所は其の子の年齢並に事情に據り實際上相異なる私立の施設又は任意に其の子の教育並に保護に對する義務を負擔する養家の保護に前記の子を託することを得。

前記の有志の援助無き場合には十歳までの貧窮兒又は遺棄せられたる子は之を市に委託す。市は適當なる時期に之を乳母に託し且つ職業乳母に依り並に哺乳所託兒所庇護所等に於て其の保護扶養並に教育を與ふ。十歳以後は家庭に養取せられ又は私設の又は行政團體の經營する孤兒院又は教育施設内に置かるること能はざる子は國家の慈善並に教育的施設内に之を置く。右の未成年者は自動的に十八歳に於て解放せらるれども十五歳以後に於ては何時にても官憲に於て之を解放することを得。

「リスボン」市並に「オポルト」市は十歳未満の兒童に關する他の市の負擔する義務を免せらる。右の



義務は此の二市の慈悲院（大なる模範的施設）（misericordias）に依り之を履行す。

既に述べたるが如く少年裁判所（Tutorias）に依り精神上の危険に在りと宣告せられたる未成年者（嫡出子なると私生子なるとを問はず如何なる未成年者にても之を宣告せらるるを得べし）は地方少年裁判所の後見の下に之を置く。全國各區に一少年裁判所あり。貧窮兒竝に遺棄せられたる子が精神上の危険に在りと認めらるるのみならず一般に其の家族が道徳訓練教育竝に扶養を爲すに不適當なりと認めらるる一切の子は之を精神上の危険に在りと認むることを得。

少年裁判所が兩親より親權を剝奪し之れに扶養を給付し又は年金を支拂ふことを命ずる命令を爲すときは當該少年裁判所の未成年者管理人の申請に基き通常裁判所に依り國家の被後見人の財産に關する保存竝に管理の必要なる手段を命ず。

感化院竝に懲治檻に委託せられたる未成年者も亦少年裁判所の法定後見の下に之を置く。

少年裁判所の後見の下に在る未成年者の親權の剝奪は全部又は部分的たることを得。全部剝奪は未成年者の本人竝に財産に影響し其の財産管理に對する手段は未成年者管理人の申請に基き通常裁判所に依り命せらるべし。

部分的剝奪は單に未成年の本人教育扶養等に關する親權に影響するに過ぎず。

少年裁判所は通常裁判所の如く衡平竝に眞實より法律を以て未成年者の地位竝に利益に必要なるべき。

孰れかの種類の剝奪を命ずることを得る廣汎なる自由處置を與へらる。

少年裁判所に關する基本的法制は千九百十一年五月二十七日の命令竝に千九百二十五年五月十五日の命令第一万七百六十七號とす。

#### 南亞弗利加

南亞弗利加に於ては特に私生子に對する公の後見制度なし。上級裁判所は一切の未成年者の上級後見人とす。嫡出子と私生子との間に感情を害するが如き差別を設くることなし。

兒童保護法は同様に一切の兒童の精神上竝に物質上の保護に留意せり。

前記の法律に據れば貧窮兒又は遺棄せられ又は虐遇せらるる子路に迷ひ又は乞食せる子細則に違反して街路に於て商賣せる子遊廓に在ることを許されたる子不行跡なる行爲を奨めらるる少女不道徳なる傾向に在る兩親を有する子は警察官吏に依り之を安全の地に導くことを得。之れに對し裁判所は審問を開き兩親又は後見人の保護を離脱せしめ其の子が十八歳に達するまで其の監護を望む親族の監護に之を委託し又は政府の工業學校又は檢定の施設に之を送致することを命ずることを得。

右の子が十八歳に於て尙ほ其の訓練を完了せざるときは成年に達するまで前記の施設に留まることを得べし。



其の子を手放すときは其の子の属する宗派に依り適當なる認知を爲す。貧兒の收容の爲めに各庇護所の巡視に關する規定あり。

西亞弗利加に於ては裁判所は又其の子に對し裁判所が適當と認むる見習又は其の他の條件の下に且つ裁判所の適當と認むる兒童保護に従事せる者又は組合に依る監督の下に裁判所以前に養育せられたるとき保護の下に在りたる者の保護の下に留まることを命ずることを得。

千九百十三年の法律第二十五號も亦幼兒の生活の保護に關し規定す。西南亞弗利加の回答に據れば幼兒とは七歳未満の子を謂ふ兩親の保護の下に在らざる嫡出子又は私生子たる幼兒は「保護」幼兒とす。其の區の裁判官に對し保護者が保護幼兒を保護せることを通知せざるときは犯罪を構成すべし。裁判官は保護幼兒に關し全權を有し定期に其の幼兒の幸福に關し審査を爲し必要あるときは醫術検査又は移轉を命ずることを得。

裁判官は保護幼兒の委託せらるる住居に委託することを得る幼兒の數を定むることを得べし。

以上の如くして嫡出子たると然らざるを問はず一切の兒童の精神上竝に物質上の保護に對しては充分なる規定を爲せることを知るべし。

西南亞弗利加の回答は保護を要する兒童の監護の爲め聯邦内に設置せられたる或種の孤兒院竝に庇護所は本領土の公衆より若干の財政的援助を受け本領土より兒童を收容せることを記載す。

犯罪兒童に關しては本領土に於て感化院は設置せられざれども本領土の裁判所は禁錮に處せらるべき犯罪を犯したる二十一歳未満の者に對しては聯邦内の感化院に之を收容すべきことを命ずることを得。

#### 西班牙

棄兒養育所長は該棄兒養育所に於て收容養育せらるる兒童の後見人となる。後見人たる資格に於ける右の所長の法定代理人は區裁判所檢事とす。

#### 瑞典

婚姻外に生れたる子に關する法律の第十三條乃至第十九條に據り婚姻外に生れたる子の保護の爲め官命せらるる管理人 (Barvårdsman) の行使する職務は公の後見の職務と同様なり (第十三條は第二問に對する回答に於て掲載したるを以て以下には第十四條乃至第十九條を掲ぐ)

#### 第十四條

私生子の母たらんとせる女は分娩豫定日より三ヶ月以前に其の居住地の市町村の後見事務所の一職員又は此の種の通知受理の爲め該事務所の任命したる其の他の官吏に通知すべし 後者の官吏は直ちに之を該事務所に報告すべし



右の女の名が他の市町村の教會登録簿に記入せらるるときは事務所は遅滞無く他の市町村に於ける後見事務所に通知するを要す

前記の通知を爲すことが右の女竝に其の子双方に對し重要なこと右の女に指示するは其の兩親其の使用人又は右の女に親權を有する他の者の義務とす

右の女の名が教會の登録簿に記載せらるる市町村の後見人事務所又は其の名が本王國に於ける如何なる教會登録簿に於ても記載せられざるときは右の女の居住する市町村の後見人事務所は前項に規定する通知を受け又は私生子の出生に付報告せらるるときは直ちに男子たると女子たるとを問はず私生子の管理人たる資格を以て行動するに適當なる者を私生子管理人として任命すべし

#### 第十五條

管理人の職務は私生子が滿十八歳に達したるときに終了すべし 但し右の年齢に達する以前に最早管理人の必要なことが證明せらるるときは後見人事務所は管理人の義務を補佐人に委託し又は他の者を任命することを得

#### 第十六條

管理人の行爲は後見人事務所に依り之を監督すべし 後見人事務所は必要あるときは其の義務を剝奪し他の管理人を任命すべし

後見人事務所が母又は私生子の居所の變更に因り監督事務を他の後見人事務所に移轉すべきものと認むるときは後見人事務所は之を決議し且つ之を遅滞なく他の後見人事務所に管理人に通知するを要す

#### 第十七條

後見人事務所は其の事業基金の付與に關する現行手續に據り各場合に於て事務所の付與する權能に依り管理人として行動する者若干名を任命すべし 管理人の給料支拂に對する金額も亦同様に之を配附すべし

#### 第十八條

管理人の職務竝に監督に關する細則は勅令を以て之を定む

#### 第十九條

本法の包括する問題に關する後見人事務所の決定に對する訴願は申請人が決定を知りたる日より三十日以内に提出することを要する申請書を以て之を知事に申立つることを得  
知事の裁決に對する訴願は經濟的訴訟に對し規定せる一般手續に準據し管轄省に之を申立つることを得  
訴願の場合に於ても知事の後見人事務所の裁決は反對の命令の發布あるまで其の效力を生ず



私生子に關する後見竝に補佐に關しては第三百十一條に注意すべし。  
後見竝に補佐は第三百六十條乃至第四百五十六條に依り之を規定す。

## 第七問

私生子の精神上竝に物質上の保護を確保する爲め法律又は施設に依り設けらるる他の手段ありや 又若し有りとせば其の性質如何

「アルバニア」

無し。

## 塊 太 利

私生子の精神上竝に物質上の保護を確保する他の手段に關しては之れは勿論特に私生子に對して爲されたる規定に限局せず。青年の監護の爲めの他の規定も亦特に私生子に之を適用すべし。即ち左の如し。

青年の保護に對する刑法規定に關しては青年の淫猥なる攻撃に關する規定刑法第二百五條以下第五百四條以下遺棄に關しては刑法第四百四十九條第二百七十六條以下竝に兒童の虐待に關しては刑法四百十三條

以下を参照すべし。

又法律上の扶養の保護を確保する千九百二十五年二月四日の法律R・G・B.第六十九號を参照すべし。

扶養請求權者に對する法律の命ずる扶養義務を著しく懈怠したる結果右の權利者が貧窮に陥り又は遺棄せらるるに至りたるときは法律は之を處罰すべし。或者が他の者の自活の必要を除かんが爲め他の者を扶養し右の扶養を受くる者が私生子に對する法定の扶養を給付すべき義務を有する場合には前記の扶養を負担せる期間中の請求に關する扶養の支拂を受くるが爲め指定せらるる當事者に對し義務を有す。

子の扶養に對し義務を有する者が近親に依りて其の家庭又は商業に使用せらるるときは給料を約定せずと雖も扶養の支拂を受くるが爲め指定せられたる當事者は右の近親をして相當の割合を以て評價したる給料に相當する金額を支拂はしむべき命令を裁判所に申請することを得。

少年裁判所の設置又は犯人を處罰するのみならず各未成年者又は未成年者の團體の保護に關し決定するの權能を以て少年犯罪を管掌すべき裁判官の任命(千九百十九年一月二十五日の法律St・G・BL第四十六號竝に千九百二十年九月二十三日の命令St・G・BL第四百三十九號參照)

刑事訴訟を青年犯罪人に適應せしめんが爲めの特別規定が制定せられたり。少年裁判所は兒童の保護に活動し兒童竝に處罰すべき少年犯罪人の保護を決定して裁判所の援助する爲め裁判所の命に應ずる者、團體又は組合の友誼的協力を受く。少年裁判所に關する新法律は目下議會に提出せられんとしつつあり。



兒童並に青年の怠慢を防止すべき施設たる感化設備に關しては千八百八十五年五月二十四日の法律R・G・BL第八十九號並に第九十號を參照すべし。

怠慢の事實ありたる場合には裁判所に對し干渉すべき權能を與ふる一般民法中の若干條項あり（父より其の親權を剝奪することを得母より其の子を養育すべき權利を剝奪することを得後見人より其の權能を剝奪することを得其の子を他人の家族又は施設に置くことを得等）（A・B・G・B第六十九條第七十六條乃至第七十八條第二百十八條並に第二百五十四條）

州の救貧法は教育を包含せる貧窮兒童の監護に關する規定を包含す。

里子 (Ziehkind) 即ち養母以外の者の監護の下に在る十四歳未満の嫡出子並に私生子の保護に對しても亦規定を設く（子が右の如く養親の保護の下に置かるる以前に當局の承諾を得ざるべからず。養親は其の子が養親の保護を離るるとき又は其の子が死亡するときは當局に通知するを要す。子は特別の監督者に依り監視の下に置かる。里子並に養親の登録簿を保存す）

又父又は母の保護の下に在る場合に於ても十四歳未満の私生子に適用する保護手段あり（其の子の保護が繼承せられ又は除かれしとき又は其の子が死亡するときは當局に報告せざるべからず。子は特別の監督者に依り監視の下に置かる）

里子を監督する機關は後見を行ふ州市町村並に公共團體の兒童保護青年並に衛生の事務所兒童の保護並

に青年の幸福に對する國家機關に附屬する區の組合又は委員及其の他の分會並に右の目的に充當せらるる其の他の青年保護機關並に最後に政府の地方官憲とす（千九百十九年二月四日の法律St・G・BL第七十六號並に千九百十九年四月一日の命令St・G・BL第二百二號）

更に左の事項を列挙することを得べし。即ち母性保護使用人の保護並に職業婦人たる妊婦及哺乳中の母の保護に對する健康保險法學齡以下の兒童に對する施設例へば託兒所並に幼稚園の如し學童の教育並に健康に關する教育法並に他の規定（此の點に關しては學校警並に保母に依り特別に擔當せらる）十四歳未満の兒童の使用に對する法定制限（十四歳未満の兒童は産業監督官警察幼年勞動監督局並に里子監督事務所の監督の下に置かる）工業其の他の企業に於ける青年の使用に關する法定の制限（或種の職業に於ける其の使用は全く禁止せらる勞動時間に關する特別規則あり特別の休息時間は特に夜間に於て指定せらる）年期奉公人の過勞並に安賃金に依る使用を防止するを目的とする年期奉公人の法律上の保護

### 白耳義

特に私生子に關せざれども兒童に關し其の保護を規定する法律規定は多數あり。即ち左の如し。

兒童の保護に關する千九百十二年五月十五日の法律。

巡回職業に使用せらるる兒童の保護に關する千八百八十八年五月二十八日の法律。



工業に於ける女子並に幼年労働に関する千八百八十九年十二月十三日千九百十一年八月十日千九百十四年五月二十六日並に千九百二十一年六月十四日の法律。

労働契約に関する千九百年三月十日の法律右の法律は労働契約に加入する未成年者の権能を規定す。婚姻せる女並に未成年者の貯金に関する千九百年二月十日の法律。

白人奴隷取引の禁止に関する千九百十四年五月二十六日の法律（『少年の墮落並に賣淫に関する』刑法七部第二編第六章を修正せる第四條）

戦争孤兒に對する國家的機關を設置する千九百十九年六月十五日法律。

兒童に對する國家的機關を設置する千九百十九年九月五日の法律。

十六歳未満の未成年者に活動寫眞常設館に入ることを禁止する千九百二十年九月一日の法律。

両親が戦時中外國に於て婚姻したる子の準嫡に関する千九百二十一年四月七日の法律。

一日八時間一週間四十八時間の労働時間制を設定せる千九百二十一年六月十四日の法律。（第二號に記載せる法律の修正法）

戦時中両親が軍役に在り又は追放せられ又は幽閉せられたる父の爲め又は父の死亡の爲め婚姻すること能はざりし場合に私生子を準嫡することを得る場合を規定せる千九百二十一年七月二十九日の法律。特別の才能を有する兒童に對する基金に関する千九百二十一年十月十五日の法律。

強制的學校出席に関する千九百二十一年十月十八日の法律並に千九百二十三年八月一日の法律。

養老保險並に早期死亡保險に関する千九百二十四年十二月十日の法律並に千九百二十五年三月十日の法律。

青年労働者の健康監督を設くる千九百二十六年六月一日の勅令。

十四歳未満の兒童に擔保品貸借を爲すことを禁止せる實に関する千八百四十八年四月三十日の法律を修正する千九百二十一年四月二十七日の勅令。

劇場寄席舞踊場並に夜間酒場に於て十六歳未満の兒童の使用を禁止する千九百二十七年四月二十七日の勅令。

勃牙利

斯くの如き制度なし。

加奈陀（註一）

（註一）『第一問に對する回答に関する註第二十八頁參照』

各州より受けたる一切の回答は「マニトバ」州を除き此の點に關しては極めて簡略なり。「マニトバ」



州の回答は一般兒童の保護の爲め採りたる立法手段を引用す。蓋し私生子は第一位に之より受益するが故なり。

「アルバータ」州は特別手段を記載せず。

「ブリチッシュ・コロンビア」州は無差別に一切の兒童の物質上並に精神上の保護を規定する幼兒法を説明す。

「ニュー・ブリュンズウィック」州は私生子が母の承諾を経て養取せらるることを得る千九百九年の裁判所法を記述す。

「ノヴァ・スコチア」州に於ては兒童保護法は嫡出子たるを否とを問はず一切の兒童に之を適用す。

「オンタリオ」州に於ては社會的施設に産婦院が私生子の爲めに大いに貢獻しつつあり。

「ケ―ベック」州の回答は私生子の養子嗣に関する規定を有する養子法を記載す。

最後に「サスカッチワン」州に於ては左の法律規定が施行せらる。

私生子が遺棄せられ又は官権を使用することを得る法定の他の事情に在るときは判事は之を兒童救助會の監護に引渡すことを命ずることを得。私生子の母は所管當局の許可を経て其の私生子を右の救助會に引渡すことを得。私生子の養子に對しても官許を必要とす。養子證書に於ては私生子の私生性を記載することを禁ず。

「エクワドル」

本問に對する回答に接せず。

「エストニア」

嫡出子たるを私生子たるを問はず兩親を有せず又は保護を爲し得る他の者を有せざる一切の兒童に開放せらるる孤兒院あり。

芬 蘭

私生子の精神上並に物質上の保護を確保する爲め法律又は施設に依り設けらるる他の手段なし。

佛 蘭 西

私生子に嫡出子の權利の若干を付與して私生子の地位を改善すべき幾多の法律が通過せり。例へば千九百五年十二月三十日の法律（第七條）並に千九百八年七月十四日の法律（第九條）は水夫並に廢疾海員に費する準備基金に關しては認知せられたる私生子を嫡出子と同視す。大家族に對する救助に關する千九百



十三年七月十四日の法律並に文官及武官の恩給に關する千九百十九年三月三十日並に千九百二十四年四月十四日の法律に關しても亦同じ。最後に認めせられたる私生子は千九百十七年七月二十七日並に千九百二十二年十月二十六日の法律の適用に據り嫡出子と同一方法を以て佛蘭西人に依り之を養子とすることを得。

獨逸

區の後見人以外に私生子の保護に對する最も重要な公の制度は十四歳未満の一切の里子を監督する制度なり。里子は又兒童保護局の保護の下に之を置く(兒童保護に關する獨逸法第十九條以下)里子を保護する者は里子の身體上知識上又精神上的保護の爲め必要ある場合に與へらるべき兒童保護局の豫諾を要す。

母の保護の下に在る私生子を包含せる一切の里子はその子の保護が確保せらるるときは豫め之を監督より免除することを得べし。監督は又私設の施設に於ける兒童に擴張せらるる大抵の場合に於ては兒童保護局は公の後見人並に里子監督官廳として行動する外又兒童の他所預けに關し準備すべし。兒童保護局は子に對する給付に關し婚姻せざる母に忠告するのみならず又家庭又は協會に於て其の子に對する宿泊の設備を得べし。

財産無き子(救助を要する未成年者)の場合に於ては其の監護費用は公安協會に依り之を負擔すべし。里子の監護は又其の子の醫術監督にまで之を擴張す。定期に里子は公の醫官の診察を受くべし。右の公の保護制度は公私の産科病院並に兒童庇護所に依り並に兒童保護局と協力して私生子の監護を行ふ私設團體に依り補充せらるべし。

印度

民間の慈惠院の行ふ手段以外に斯くの如き手段なし。

愛蘭自由國

法律は私生子として私生子の保護に對する他の手段を規定せず。

伊太利

國家的母子保護設備を設くる千九百二十五年十二月十日の法律第二千二百七十七號は右の設備は間接に又は其の州及市町村の分所を通じて規則中に定むる手續に準據し十八歳に達するまで物質上又は精神上的の救助を必要とする未成年者の保護並に救助を爲すべきことを規定す(前記法律第四條)



右の設備は既存の各種の運動と協力し之を整列し且つ既に存在せざる場所に於て組合の創設を図るものなり。之れは其の賛助員を通じて両親又は後見人の手を離れて生活せる十四歳未満の一切の児童の健康養育並に品行を監督し遺棄せられたる未成年者の救助並に保護を爲し慈善委員会と聯合して千八百九十年七月十七日の法律第八條に規定する権能を行使す。之れは又必要なるときは親權又は法定後見の喪失又は後見に對する資格喪失を包含する其の知り得たる事實を司法當局に報告して児童並に青年の利益を監視す。即ち約言すれば必要なる一切の手段を採るものとす（前記法律第十條）

千九百二十七年五月八日の前記の立法勅令第七百九十八號は又私生子の物質上並に精神上的の保護を規定す。

日 本 (省 略)

「ラトヴィア」

私生子の精神上並に物質上の保護を確保する爲めの設備又は特別手段なし。

「ルクセンブルグ」

公の施設たる「ラム」養育院は公費を以て養育する孤兒並に棄兒を收容する一孤兒院を包含す。

「モナコ」

無し。

和 蘭 (蘭領東印度「スリナム」及「キュラソー」を含む)

民法第四百三十九條イ)に據り假に後見會議の監護の下に置かるる私生子の後見人に任命せらるる慈善組合寄贈建築物並に施設は政府の補助金を受くることを得(千九百九年九月二十七日の法律「官報第三百二十二號」を以て修正せられたる千九百一一年二月十二日の法律「官報第六十四號」第十五條)

司法大臣は千九百八年七月十日附の勅狀第五百二十號を以て後見會議は出來得る限り戸籍吏の援助を得て私生子を認知せんことを父母に勧告せんことを懇請せり。

諾 威

此の問題に關しては千九百十五年四月十日の児童保護法を擧げざるべからず。右の法律の第一章は母子に對する公の救助を規定す。



右の規定は私生子の父が搜索する能はず又は財産を有せざるが故に其の父より何等の扶養を受けざる母が常に數多存在すべしとの考慮に基くものなり。特に分娩に際し父より扶養を缺くことは母子に對し不幸なるべし。従て法律は財政上の援助を得るに非れば其の子を他人に委託せざるべからざる程度に貧窮せるときは分娩の直前六週間並に分娩後六ヶ月に至るまで其の扶養の義務を有する市町村より財政上の救助を請求する權利を右の懐胎せる貧女に與ふ。

金額は各期間に對し一ヶ月三十五「クローネ」より百十「クローネ」まで相違して法律の規定する範圍内に於て州執行官に依り之を定む。救助は市町村の施設として設けられ支出金額は私生子の父より之を回收することを得。右の規定は婚姻せざる女並に婚姻したる女双方に之を適用す。

葡萄牙

前述したる後見制度を組織する施設と協力して従事する私人行政團體又は國家（哺乳所託兒所孤兒院慈惠院職業訓練所等）の管理する各種の慈善並に博愛的施設あり。

南亞弗利加

第六問に對する問答を参照すべし。

西班牙

棄兒の保護に對する各種の慈善施設あり。

瑞典

私生子並に嫡出子双方に適用せらるる團體に依る兒童の保護に關する千九百二十四年六月六日の法律は「兒童保護に對する團體委員會」(Barnevårdsnämnd)は左の兒童の保護に對する或種の手段を採るべきことを規定す。

- (イ) 兩親に依り虐待せられ又は遺棄せられ又は其の他の事由に因り生命又は健康が危険に在る十六歳未満の兒童。
- (ロ) 兩親の不行跡又は怠慢又は兩親に依る子の教育不能に依りて墮落せらるる恐れある十六歳未満の兒童。

(ハ) 惡癖の爲め例外的の矯正手段を必要とするものと認めらるる十八歳未満の兒童。  
必要なる場合には「兒童保護に對する團體委員會」は其の子に對し更に一層の監視を爲さんことを兩親に勸告し其の子を譴責し又は十五歳未満の男子又は十二歳未満の女子なるときは其の子に體刑を受くるこ



とを命じ又は最後に其の子を特別の施設に入れ又は委員會の規定する或定職を之れに與ふべきことを勸告するの権能を有す。或場合に於ては委員會は又其の子に感化院に入ることを命ずることを得。

## 瑞 西

裁判竝に警察聯邦省は第七問の問題に關し州政府に對し照會せり。接手したる二十五の回答の梗概は左の如し。

## 「チュリッヒ」

瑞西民法竝に該民法を施行する法律中に包含せる規定以外に私生子の保護に對する特別の法律規定なし。私生子に對し規定せらるる救助の最も有效なる手段は公の後見とす (Ams Vormundschaft)

田舎の區に於ては區の少年委員會 (Bezirksjugendkommission) 事務局が右の場合を管掌す。「チュリッヒ」州兒童保護局 (Jugendamt) の附屬報告特に第五十三頁以下第七十四頁以下等を参照すべし。

## 「ベルヌ」州

民事訴訟に關する千九百十八年七月七日の「ベルヌ」法律に規定する法律上の救助を受くるの権利は原告即ち母又は私生子が無財産なる場合に於ても父に對し訴訟を提起することを得しむ。

大抵の郡に於ては公の後見は母が後見人として行動せざりし場合に於ても主として私生子を監護し私生子の權利を擁護するが爲めに設けらる。

後見當局は郡官憲に依り他所預けされたる一切の兒童に對する特別の監督權を行使せざるべからず。

公の救助當局に依り養育せられたる兒童——多數の場合に於て私生子——に關しては學校を卒業したる以後に於ても特別の保護を設く。郡竝に國家は年期奉公期間中又は必要あるときは學業繼續中右の兒童を救助すべき義務を有す。

## 「ユリ」州

特別の規定なし。

公益組合に依り設立せられ其の監督の下に在る貧窮兒竝に遺棄せられたる子の監護施設あり。

## 「ジュグ」州

顧問府は目下「ジュグ」州に於ける司法省に依りて作成せられたる青年竝に遺棄せられたる子の他所預りに關する附屬法律案 (Gesetz betreffend Versorgung von Jugendlichen und Verwaisteten) を審議中なり。

## 「フリブール」州

私生子の精神上竝に物質上の保護に關しては「フリブール」州法は單に瑞西民法を施行する法律の規定即ち前記の法律の第八十七條乃至第九十五條を有するに過ぎず。

或場合に於ては前記の法律第百條乃至第百四十三條 (之を含む) は此の點に關し之を適用することを得



又児童保護委員會の構成に關する千九百十三年二月十八日の判決も亦同じ。

民法施行法並に千九百十二年二月十八日の判決は之れに附屬し置けり。

「ソロトルン」州

瑞西民法施行法の第九十六條乃至第一百十七條を參照すべし。其の謄本は之れに附屬し置けり。

「バツスル・タウン」州

親族權後見並に相續に關する法律に包含せる規定以外の規定なし。

然れども刑法の若干規定は主として私生子に關係あり。即ち

刑法第六條

自活し能はざる子又は其の他の者を遺棄し又は自己の監護の下に在る右の子又は右の者を故意に援助無く放置する者は五年以下の懲役又は三月以上の禁錮に處す 酌量減刑の事情存する場合には禁錮の期間は之を一月以下に減ずることを得ず

該犯罪が遺棄せられたる者の重大なる肉體上の損傷又は死亡を招きたるときは犯罪人は五年以下の懲役又は一年以上の禁錮に處す 酌量減刑の事情存する場合には禁錮の期間は之を三月以下に減ずることを得ず

刑法第三百三條

分娩中又は分娩直後其の私生子を故意に殺したる母は嬰兒殺しとして三年以上十五年以下の懲役に處す 酌量減刑の事情存する場合には禁錮の期間は之を六月以下に減ずることを得ず

警察犯處罰法第五十三條

怠慢又は飲酒の爲め自己又は自己の家族の爲めに公の救助又は私の慈善に對し不當に依頼せざるべからざるに至りたる者又は一般に其の家族を扶養し又は私生子の父として扶養を給付すべき義務を怠りたる者は感化院に投せらるるに非れば留置——必要あるときは更に重き刑——に處す

尙ほ又 "Verordnung betreffend das Halten von Pflegekindern" と題する千九百六年八月二十五日の附屬命令並に其の施行細則を注意すべし

「シャフハウゼン」州

特別規定なし。

本州に依り補助せらるる私立の設備ありて當局に依り他所預けせられたる嫡出子並に私生子の保護を監督す。必要あるときは右の設備は後見當局と一致して必要なる手段を採るべし。

「アールガウ」州

他所預けせられたる児童に關する唯一の現行規定は之れに附屬し置けり（當局に依り他所に預けられたる児童に關する後見事務所の報告並に命令）



「ヴオー」州 州の採擇したる規定は瑞西民法を施行する「ヴオー」法律第七十二條乃至第八十四條並に第九十二條に包含する規定なり。右の原本は之れに附屬し置けり。

目下「ヴオー」州に於ては私生子に對する特別の公又は私の施設又は設備なし。左の諸州は特別の規定を有せず。

「アッペンツェル」「バール・カンバーニユ」「ヂュネーヴ」「グラリ」「グリッソン」「リュセルヌ」「ニ  
「ヨシヤール」「ウンテルワルト」「サン・ガル」「シユワイツ」「テッサン」「チユルゴヴィ」「ヴァレー」  
（右の回答に記載せる附屬書は聯盟事務局に於て之を調査することを得べし）

附 録 二二

私生子に關する瑞西民法の抜萃

第八編 私生子

第三百二條

婚姻外に子が生れたるときは其の出生の事實は私生子と其の母との間に存在する親族關係を設定す  
私生子と其の父との間には私生子の形式的の認知又は裁判所の判決に依るに非れば何等の親族關係を設  
定することを得ず

第三百三條

私生子の認知は其の父に依り又は父が死亡し又は永久に分別を缺くときは其の父方の祖父に依り之を爲  
すことを得

認知は認證文書又は遺言行爲に依り之を爲すべし 且つ認知を爲したる者の法律上の住所地の身分戶籍  
吏に之を通知すべし

第三百四條



姦通又は近親相姦関係より生れたる子の認知は之を許さず

第二百五條

母又は私生子又は私生子が死亡したるときは其の子孫は其の認知を知りたるときより三ヶ月以内に其の子を自己の子として認知せんとする者が其の子の父又は祖父に非らざること又は右の認知は其の子の利益を侵害することを管轄身分戸籍吏に主張して認知に異議を申立つることを得べし  
身分戸籍吏は認知を爲さんとする者又は其の相続人に對し右の異議申立を通知すべし 茲に於て認知を爲さんとする者又は其の相続人は三ヶ月以内に管轄身分戸籍吏が其の登録簿を有する場所の裁判所に於て其の立場を立證すべき訴訟を提起することを得べし

第二百六條

父の法律上の住所の管轄官憲又は關係當事者は認知を知りたるときより三ヶ月以内に管轄身分戸籍吏が其の登録簿を有する場所の裁判所に於て訴訟を提起し其の子を認知せんとする者が其の子の父又は祖父に非らざること又は其の者の認知は法律に依り許可せられざること證明して認知に異議を申立つることを得べし

第二百七條

私生子の母は其の子の父子關係の設定を裁判所に請求することを得

私生子自らも亦同様の権利を有す

父子關係を設定すべき訴訟は父又は其の相続人に對し之を提起すべし

第二百八條

訴訟は私生子の出生前又は其の後に於て之を提起することを得 但し其の出生の日より一年以内に之を提起することを要す

第二百九條

訴訟に於ける原告は父が母竝に私生子の扶養を給付すべきこと又は更に法律の規定する場合に於て私生子の父子關係竝に其の結果として生ずる身分を設定すべきことを請求するものとす  
母に對する扶養の給付は私生子が父に依り認知せられ又は死産し又は訴訟の判決前に死亡したる場合に於ても之を請求することを得べし

私生子に對する扶養給付の請求は私生子が其の父の身分を取得する場合に父の私生子に對する親の義務の遂行に依りて認めらるべし

第三百十條

父子關係に關する争訟手續は民法の規定に據り州法に依り之を規定す 其の州法は其の通常の訴訟法の規定よりも嚴重なる立證規則を定むることを得ず



第三百十一條

各場合に於て後見會議が私生子の出生の通知を受け又は婚姻せざる母が其の懐胎に付後見會議に通知したるときは直ちに該會議は其の子の利益を擁護すべき補佐人を任命すべし

父子關係を設定すべき訴訟の終結に於て又は出訴期間の満了に於て後見人會議が其の子を父又は母の親權の下に置くを適當なりと認むるに非れば補佐人は後見人を以て之れに代ふ

第三百十二條

父子關係を設定すべき訴訟は原告が私生子の出生の日に於て瑞西に住所を有したる場所の裁判所又は訴訟提起の日に於ける被告の住所地の裁判所に之を提起すべし

原告が私生子の身分に關する父子關係の結果として生ずる效力を有する父子關係の判決を請求する場合には裁判所は被告の住所地の市町村が其の利益を擁護することを得る旨を右の請求に關し右の市町村に公に通知すべし

第三百十三條

母並に私生子が外國に居住せる場合には父子關係を設定すべき訴訟は外國に居住せる瑞西人たる父に對し其の法律上の住所地の裁判所に之を提起することを得

第三百十四條

被告が私生子の出生前三百日と百八十日との間の期間に於て私生子の母と同棲したることが證明せらるるときは法律は被告が其の私生子の父たることを推定すべし

但し右の推定は被告の父子關係に關し重大なる疑問を起さしむべき事實の證明に依りて之を反駁することを得

第三百十五條

母が懐胎の日に不行跡なる生活を爲したるときは父子關係を設定すべき訴訟は之を敗訴とすべし

第三百十六條

母が懐胎の日に婚姻したるときは父子關係を設定すべき訴訟は單に私生子が裁判上の判決に依り私生子と宣告せられたる後に於て之を提起することを得

右の場合に於て出訴期間は判決の日より始む

第三百十七條

原告の請求が認められたる場合には裁判所は母が

- (一) 分娩費用
- (二) 少くとも出生の前後四週間に於ける扶養費
- (三) 母の懐胎並に分娩の結果として必然的に生じたる其の他の費用



を辨償せらるべきことを判決すべし

第三百十八條

被告が同棲前に母と婚姻すべきことを約束したる場合又は被告の母との同棲が母に對し犯罪を構成し又は其の母に對する權力の濫用となる場合又は同棲の日に於て母が成年に達せざりし場合には支拂金額は精神上の補償方法を以て母に付與することを得べし

第三百十九條

原告の請求が認められたる場合には裁判所は私生子の扶養の支拂を被告に命ずべし 其の支拂の金額は母並に父の社會的地位に據り之を定むべく如何なる場合に於ても私生子の扶養並に教育費用の公平なる割合を示すことを要す

右の支拂は私生子が滿十八歳に達するまで裁判所の指定する時期に於て先拂の分割拂を以て之を支拂ふべし

私生子の出訴權は明確に私生子の利益を害すべき場合に母が自己の權利を示談し又は之を放棄したる事實に依りて失はるることなし

第三百二十條

當事者の事情が物質上の變化を惹起したる場合には扶養給付の金額は原告又は被告の請求に基き之を改

定することを得 且つ私生子が其の社會的地位に據り自活し得るに足る所得を得るに至りたる時は給付は全く之を停止することを得

第三百二十一條

被告の父子關係が設定せらるべく認めらるる場合に母が貧窮の事情に在るときは裁判所は判決前且つ請求が遅延の爲め危険に陥る證據なき場合に於ても分娩並に最初の三ヶ月間の私生子の扶養に對する概算費用の擔保を提供すべきことを被告に請求することを得べし

第三百二十二條

父の義務は其の相續人に移轉すべし 父が死亡し其の遺言に基き其の義務を承継する者がないときは其の相續人は私生子が父に依り其の子として認知せられたりせば父の相續人として請求することを得たりし以上を私生子に支拂ふ義務を有せず

第三百二十三條

裁判所は被告が母と婚姻することを約束したる場合又は被告の同棲が母に對して犯罪を構成し又は其の母に對する權力の濫用となりたる場合には原告の請求に基き裁判上被告が私生子の父たることを宣告し斯くの如くして私生子の身分を設定すべし 右の判決は既に婚姻したる者には之を宣告することを得ず



第二百二十四條

私生子が母の保護に委せらるるときは私生子は母の姓並に市民権を取得し母並に母方の親族に對し其の地位に生ずる權利義務を有する私生子の地位に樹つべし  
母の義務は其の子が嫡出子たると同様なり後見人會議は母に對して私生子に對する親權を付與することを得

第二百二十五條

私生子が任意に認知せられ又は父子關係の判決が私生子の身分に對する效力を以て宣告せらるる場合には私生子は父の姓並に市民権を取得し父方並に母方の親族に對し其の地位に生ずる權利義務を有する私生子の地位に樹つべし

父の義務は其の子は嫡出子たると同様なり後見人會議は父又は母に對し私生子に對する親權を付與することを得

第二百二十六條

私生子が父の親權の下に置かるる場合には母は事情に適當なる私生子との個人的交際を維持すべき權利を保留すべし

後見人會議は自己の意思に依り又は母の請求に基き私生子を或年齢に至るまで母の親權の下に置き單に

右の年齢後に於て父の親權の下に置くことを得べし

第二百二十七條

後見人會議が父又は母に對し親權を付與したる場合には該會議は同時に其の私生子の財産に關する父母の權利の範圍を定むべし



私生子ノ地位ニ關スル千九百二十七年  
第四C・L・七十九質問書ニ對スル各國  
政府ノ回答續キ



私生子ノ地位ニ關スル千九百二十七年第四  
C・L七十九質問書ニ對スル各國政府ノ回  
答續キ

目次

一、丁 抹	二七
二、「ダンチツヒ」	二四一
三、米 國	二四二
四、希 臘	二六一
五、匈 牙 利	二六四
六、「サルバアドル」	二七一
七、暹 羅	二八〇



目次

一、C・P・E・一四一書類附屬書

二、C・P・E・一四一書類附屬書

三、C・P・E・一四一書類附屬書

四、C・P・E・一四一書類附屬書

五、C・P・E・一四一書類附屬書

六、C・P・E・一四一書類附屬書

七、C・P・E・一四一書類附屬書

八、C・P・E・一四一書類附屬書

九、C・P・E・一四一書類附屬書

十、C・P・E・一四一書類附屬書

C・P・E・一四一書類附屬書

千九百二十八年三月十五日「ゼネヴァ」に於て

國際聯盟

兒童並に青年の保護に関する諮問委員會

兒童保護小委員會

第四回會議

私生子の地位に関する千九百二十七年第四C・L・七十九質問書に對する各國政府の回答續き

書記官はC・P・E・一四一の書類に挿入するに間に合はず遅延到着したる私生子の地位に関する各國政府の回答茲に同封御通知申上ぐるの光榮を有す

本回答は左の七ヶ國に依り送付せられたるものなり

丁抹、「デンチツヒ」、米國、希臘、匈牙利、「サルバドル」及暹羅

質問書はC・P・E・一四一の書類中に存す

丁抹



第一問に對して

二三八

婚姻外に生れたる子の母は其の子に對し親權を有す。仍て母は其の子に關する一切の負擔を負ひ又其の子の身分に關する決定を爲すの權利を有す。母は其の子の法律上の後見人とす。

第二問に對して

婚姻外に妊娠したる女は懐胎六ヶ月後より其の女が其の子の父として指定したる者に對し搜索を請求するの權利を有す。右の如く指定せられたる者が其の扶助料支拂の義務に關し先づ決定を爲さずして身を潜めたるときは其の者を搜索せしむる爲め警察の補助を求むることを得。

第三問に對して

婚姻外に生れたる子の認知は左の方法に依る。

(一) 兩親の婚姻

(二) 裁判所に對する父の認知の申述に依る其の子の承認 該申述には子又は母又は他の者の承諾を要せず。

(三) 之れに對する勅許

第四問に對して

婚姻外に生れたる子の母は其の子に對し滿十八歳まで絶對的の扶養義務を負ふべし 父は單に縣知事の

定むる命令を以て規定する範圍に於てのみ其の子の生計に對する扶助料を支拂ふを要す 右の命令は父子關係を證明する判決に基き又は父が其の子の父たり得ること並に扶助料を支拂ふことを承認せることを發表せる官憲の前に於て父の爲せる申述に基き之を定むべし 或る種の場合に於ては公の金庫が前渡の名義の下に扶助料を支拂ふことを要す

第五問に對して

婚姻外の子は嫡出子として其の母並に母の親族を相続す 但し其の子は父が其の子の出生前に教會に於て婚姻の公示を爲さしめ又は教會に於て婚姻の公示を爲すことを省略するの許可を得て母と婚姻するの意思を表示して其の後直ちに發生したる父の死亡に因り又は父の責に歸すべからずして父の死亡まで繼續したる其の他の原因例へば疾病又は入獄に因り婚姻が妨げられたる場合を除きては其の父並に父の親族の相続に何等の權利を有せず 認知の申述に依り承認せられたる子並に一般に勅許を以て準嫡せられたる子は其の母並に其の母の親族を相続する權利以外に其の父並に其の父の親族を相続するの或種の制限せられたる權利を有す 其の父並に母の其の後の婚姻に因り準嫡せられたる子は嫡出子と同一の名義に於て相続權を有す

第六問に對して

否定的回答

二三九



第七問に對して

二四〇

子の保護の爲めに必要あるときは子の居住する地の後見會議は婚姻外に生れたる子に指定後見人を附すべきことを決議することを得指定後見人は右の場合に於ては其の子に關し親權を行ひ且つ其の一切の權利を行使することを得 公の救助を受けざる子は哺乳中（右の場合に於ては一切の子は十四歳まで監督を受く）ならずとも滿七歳まで監督の下に置かるべし 監督は十四歳まで之を維持することを得 監督は通常市參事會に依り之を行ふ市參事會は其の爲めに特別の監督人を委任し又は官憲に依り承認せらるる「兒童救濟會」に監督の執行を讓渡することを得

左の書類を添付せり

- (一) 千九百二十六年三月三十一日の法律第五十五號を以て修正したる後見會議等に關する千九百二十二年七月十二日の法律第二百三十七號一部
  - (二) 子の監督に關する千九百二十三年三月二十八日の法律第一百十二號一部及
  - (三) 子の監督に關する市參事會への千九百二十三年三月三十一日の司法省の通牒（註一）
- （註一）

添付書類は國際聯盟事務局に於て通覽することを得べし

「ダンチツヒ」

第一問に對して

父及其の家族と私生子との間には親族關係なし（民法第一千五百八十九條第二項）之れに反して私生子は嫡出子と同一の條件に於て母の家族の一員と成る（民法第七百五條）右の規定は特に扶養並に相續權に之を適用す 但し母は私生子に關し親權を有せず特に母は法律上私生子を代理するの權利を有せず 母の權利義務は私生子の一身上の面倒に限らる 且つ私生子に對しては後見人を置かざるべからず（民法第七百七條）後見は母が資格を有するときは母自身に之を委託することを得

父と私生子との間に存在する法律關係は單に父の扶養保證の義務私生子を認知するの可能（第三問並に第四問に對する回答參照）並に私生子又は其の子孫と父又は父と親族關係を有する者との間の婚姻の法律上の禁止に依り設定せらるべし（民法第一千三百十條）

第二問に對して

父子の關係の認知行爲に關しては制限なし 私生子の父なるが故に扶養を請求せらるる者が右の父子關係に異議を申立つるときは民事訴訟を定むる一般規定に據り其の證據を提供するを要す 民法第七百十七條は左の規則を定む



懐胎の時期中母と同棲したる者は之を私生子の父と看做す 但し他の者も亦右の時期中母と同棲したるときは此の限りに非ず

但し事情に因り母が右の同棲の結果私生子を懐胎したること明らかに不可能なるときは同棲を斟酌することなし

私生子の出生前百八十一日と三百二日との間に含まるる時期を懐胎の時期と看做す (百八十一日及三百二日を含む)

### 第三問に對して

私生子の認知は其の後の婚姻に依り又は國家の官憲の處置に依り之を行ふことを得 其の後の婚姻とは父と母との婚姻を謂ふ (民法第七百十九條) 父と母との婚姻を缺くときは認知は元老院の裁決に依り之を行ふことを得 之れが爲めには父は其の子を自己の子として認知せる請求書を提起すべし (民法第七百二十五條) 且つ私生子が未だ二十一歳に達せざるときは母の承諾と共に其の子又は必要あるときは其の法定代理人の承諾を必要とす 私生子の父が婚姻せるときは又其の正妻の承諾を要す 母の承諾並に父の正妻の承諾は當事者が絶対に之を與ふる状態に在らず又は其の居所が絶対に不明なるときは之を必要とせず (民法第七百二十六條)

母が其の承諾を拒みたるときは右の承諾は私生子の利益に於て後見裁判所に依り之を與ふることを得

(民法第七百二十七條) 制限せられたる契約締結資格より有せざる私生子の承諾は其の子の法定代理人の承諾と共に後見裁判所の認可を受くべし (民法第七百二十九條)

### 第四問に對して

扶養 (民法第七百八條以下)

私生子の扶養を保證する義務は第一位に父に第二位に母に歸屬す

私生子の父は滿十六歳まで現金に於ける年金の形式を以て母の社會的地位に相當する扶養料を其の子に給與するを要す 右の扶養料には生活の一切の需要並に教育及職業準備費用を包含す 其の子が十六歳に達したるとき身體上又は精神上の癱疾の結果自己の扶養料を供給し能はざるときは父は右の年齢以上に於ても其の子に扶養料を給與するを要す

第二位に婚姻せざる未成年者たる子は其の財産上の所得並に其の勞働收入が其の扶養に充分ならざるときは扶養料の給與を其の母に請求するの權利を有す 且つ母が其の子を補助すること能はざるときは其の子は母の直系尊屬に對して右の權利を行使することを得 (民法第六百一條乃至第六百三條第六百六條第六百七條第七百九條)

### 第五問に對して

私生子は其の父を相續せず



私生子は其の母竝に其の母の親族との關係に於ては嫡出子と同一の法律上の地位を有す（民法千七百五條）右の規定は又相續權に之を適用す

其の後の婚姻に依り準嫡せられたる私生子は其の父竝に其の父の親族に對して嫡出子の法律上の地位を取得す（民法第千七百十九條）仍て右の私生子は其の父竝に其の父の親族に對し嫡出子と同一の相續權を有す

之れに反して認知が國家の官憲の處置に依り爲されたるときは親族關係は専ら其の子（竝に其の卑屬）と父との間に於てのみ設定せられ其の子と父の親族との間に於て設定せらるることなし（民法第千七百三十七條）仍て其の子は其の父に對してのみ相續權を有し其の父の親族に對しては然らず

#### 第六問に對して

母は私生子に對し完全なる親權を有せざるが故に（第一問に對する回答參照）後見人を指定せざるべからず 本問は子の保護に關する千九百二十七年七月八日の法律第十八項以下に之を規定す

右の法律の規定に據れば私生子の出生の届出を受けたる身分官吏は之を「兒童局」（兒童保護局）に通知するを要す 「兒童局」は之を後見裁判所に通告す（第三十三條）

病院竝に妊婦收容所及醫師竝に産婆は其の活動範圍に於て發生したる私生子の出生に付「兒童局」に通告することを要す 又右の者は母の一身上の地位に關し出來得る限り資料を提供するを要す 且つ病院竝

に妊婦收容所は出生前に於て婚姻せざる妊婦を收容したる後三日以内に「兒童局」に當事者の一身上の地位を報告せざるべからず（第三十四條）

私生子の出生ありたるときは地方の「兒童局」は其の子の後見を擔當す（第三十二條）其の後「兒童局」の請求に基き後見裁判所は「兒童局」の責任を解除し右の結果未成年者の利益を害せざることを條件として後見を一個人に委託すべし（第三十六條）

「兒童局」又は妊婦の請求に基き未だ生れざる私生子に對し財産管理人を指定することを得 右の場合に於ては財産管理人は其の子の出生に際し「兒童局」に代りて後見を擔當す（第三十五條）

#### 第七問に對して

一切の兒童更に特別に私生子の精神上竝に物質上の保護は兒童保護に關する法律に據りて設置せられたる團體に之を委託す 該法律第十八項以下に定むる被後見人の保護に關する規定は私生子の保護に關しては特別の利益を有し該保護の多數は團體又は個人に之を委託す

私生子の保護に従事する官設ならざる團體中特に「ダンチツヒ」兒童保護協會「カリタス」協會竝に「ダンチツヒ」「内地傳道會」救助所を列舉せざるべからず

米 國（註一）



## 第一問に對して

米國の法制は私生子と母との法律關係を全く改正し其の法律關係は殆んど父又は母と嫡出子との間に存在する關係に相當す 相續扶養監護後見年期奉公並に養子に關する法律は總て右の改正に寄與する所ありたり 但し右の關係を支配する法律相互間には著しき差異あり

多數の州は母が其の私生子の自然的後見人たることを規定し他の諸州に於ては母は其の私生子に對し後見人を設け得ることを定むる或る種の規定は右の後見を豫期し居れり 右の名義に於て母は其の子の監護並に利得の權利を有す 監護權が父に與へらるること稀なり 但し「イリノイス」州は子が十歳に達したるとき又母が右の監護を保證すること能はざるときは夫れ以前に於ても右の權利を父に與ふ

養子に關する法律は母に監護權を認む 不能又は遺棄の場合に於てのみ母の承諾を要せず「ミネソタ」州の法制は私生子が認知せられたる又は裁判上宣告せられたる父に對し養子手續に於て通知を受くるの權利を與ふ 父は母の承諾を得て其の子を養子となすことを得 但し法律上自己の子を養子となすことを兩親に許可せざる「インノイス」州を除く

私生子に對する母の權利は又其の子を年期奉公人として従事せしむることを父が其の嫡出子に對して爲し得る如く母に許可せる或種の舊法に依りても承認せらる 但し右の規定は今日餘りに重要ならず

「フロインド」教授の意見に據れば「法律上の一切の權利義務に對しては私生子は其の母の嫡出子と看

做すべきものなりと云ふ一般の宣言に依りて法律は著しく之を單純化することを得べし」(註二)

(註一)「米國よりは極めて長文の回答を送付し來りたるを以て右の回答は此處には單に其の一部分のみを掲載せり」

(註二)「フロインド・エルンスト」「合衆國並に外國の私生子法」第二十一頁米國兒童局 法律叢書第二號局出版物第四十二號「ワシントン」千九百十九年

## 第二問に對して

一般に米國の法制は特に父より私生子の養育費を得んが爲めに不法なる父子關係を認む 之れ父子關係承認の一切の行爲の主たる目的なり 不法の父に關する立法規定の大部分は父と私生子との間に父を私生子に結合する通常の親族關係の存在を法律上認めざることを明瞭に定め居れり 一般に私生子を其の父に對する權利の點に於て婚姻中に生れたる子と同等に置くは法律上の家族の利益と一致せざるものと認めらる 然れども或種の州は右の方法を採用せり

認知の手續は諸州の大部分に於て許さるる所にして其の例外は「ルイジアナ」州「テキサス」州及「ヴァージニア」州並に「アラスカ」及「ポルトリコ」領土とす 或種の州に於ては該手續は民事に屬し他の州に於ては刑事に屬し又他の州に於ては双方の性質を有す 右最後のものは「統一」と稱せらるる法制に適用さるるものにして此の「統一」(註三)とは手續上の二様式双方の利益を保有する目的とするものな



(註三)「千九百二十二年統一私生子法」と稱する法律参照 該法律は「兒童局」の要求に依り統一州法官吏全國會議に依り編纂せられたるものなり」

該手續の通常の特質は左の如し

母は私生子の出生前又は其の後に母又は父が居住する場所又は私生子の生れたる場所に於て判事又は裁判手續を行ふ資格を有する司法官に對し訴を提起すべし 裁判官は訴中に指定せられたる者に對し辯論出頭命令を包含する令狀を發す 裁判官は準備辯論を開き事實が當事者に對し充分に確定したるときは當事者に對し裁判に附すべき命令を送達す 多數の州に於ては母は辯論前に父と非公式に相談することを得又は父は準備辯論前又は其の後に於て私生子の扶養に關し當局と和解することを得 右の和解は相當の扶養料を保證する若干の條件が具備し且つ和解が特定の或種の官吏又は裁判所に依り受理し得べきものと認めらるることを保留するに非れば一般に義務的性質を有せず

事件は一般に異なる裁判所に於て裁判せられ且つ裁判所又は請求あるときは陪審に依り裁判せらるることを得べし 或種の州に於ては討論は傍聽禁止にて行はる 證人としての父並に母の訊問並に母の供述を證據理由と看做し父をして立證せしむるの可能性に關する各種の規定存す 判決が被告の不利に言渡されたるときは被告は裁判所の定むる額まで私生子の扶養料の保證を命せらる

べし 而して右の拂込は一般に一定の間隙を置き之を行ふものとす 判決は各種の方法に據り執行せらる 或州は控訴を認むるに反し他の州は之を認めず

執行様式も亦異なり時としては裁判所自ら母及私生子の扶養料を保證するが爲めの措置を採り且つ扶養料として定められたる金額の利用並に徴收に關する監督を行ふ 或州に於ては裁判所は其の判決を變更するの權能を保存し他の州に於ては例へば「マサチュセッツ」州に於ては監督に附する手續は執行手段として使用せらる 義務履行に對する擔保の寄託並に不履行の場合に於ける禁錮は最も舊き且つ最も通常の方法なり

「統一」法は他州の判決を裁判に援用し且つ内地の判決と爲すことを得る旨を規定し其の執行を強固にす 最近の法律は父に對し右の義務を更に嚴格に命する傾向あり

### 第三問に對して

私生子の認知に關しては三場合あり 即ち一切の子を嫡出子と宣告する場合 或種の子のみを嫡出子と看做す場合又は各別に子が其の兩親に依り準嫡することを得る場合なり

「アッゾナ」州及北部「ダコタ」州は一切の子が其の自然の兩親の嫡出子たることを宣告して一切の私生子の一般的認知を確保す 右の規則は「自然の父が獨身たる場合と同様に其の子の母以外の者と婚姻したる場合に於て之を適用す」北部「ダコタ」州は千九百二十三年の統一法(註一)の名稱が示せるが如く



右の法律を廢止せんことに努めたり

二五〇

(註一)「北部「ダコタ」州の法律千九百二十三年第百八十七號 北部「ダコタ」州の大狀師は該法律は廢止せられざりしとの意見なり」

下院は認知せざれば私生子となるべき或種の子を認知することを得 法律は未成年人種の相違白痴精神異常血族關係姻族關係並に重婚の如き各種の理由に因り取消されたる婚姻より生れたる子を嫡出子又は私生子と宣告す 右の點に於ては著しき差異を認む 南部の多數の州に於ては黒人と白人との婚姻より生れたる子は常に私生子なり「ネブラスカ」州に於ても亦同じ「ミッスリ」州に於ては蒙古人と白人との婚姻より生れたる子又北部「カロリナ」州に於ては印度人と白人との婚姻より生れたる子は共に私生子とす 善意を以て締結せられたる第二の婚姻が死亡したるものと信せられたる最初の配偶者が尙ほ存命中なるが故に取消されたるときは其の子は一般に婚姻を締結することを得たりし配偶者の嫡出子と認めらる 慣習法の婚姻の存在せる州に於ては前掲の結合より生れたる子は慣習法に據り之を私生子と看做す「オレゴン」州は右の慣習法の規則を左の法律中に採用せり

「婚姻せざる男女が夫妻として「オレゴン」州に於て同棲したる場合に於て右の男女關係より生れたる生存せる子あるときは右の同棲は本法に據り之を有效なる婚姻と認む且つ右の同棲開始後生れたる子は之を適法に該婚姻より生れたる子と宣告すべし」

尙ほ又子は其の両親に依り準嫡せらるることを得 最も普遍的にして殆んど全部の州に於て認めらるる規定は父に依る子の認知を以て又は其の認知無くして自然の父母間に其の後爲されたる婚姻に依る認知を許可せる規定なり「ネブラスカ」州は珍しく右の條項に「他の子を有する事實」を附加す 少數の州は正式又は非正式の婚姻無くして父に依る認知を許可す 右の認知は「アラバマ」州に於ては「檢証裁判所」に對し訴訟を以て之を行ふ「ジョルヂア」州北部「カロリナ」州「チンネッシー」州に於ては父の請求に基き裁判所に對する訴訟を以て「デラウエア」州及「ルイジアナ」州に於ては公証人の面前に於て爲さるる承認又は公証人に依り登録せらるる承認を以て之を行ふ「ミシガン」州に於ては父は証書登録に爲すべき手續と同一の手續に據り其の子を承認することを得 又多數の州に於ては父は公に其の子を承認し又は養子とし斯くの如くして之を認知することを得

#### 第四問に對して

過去に於ては私生子の扶養は全く母又は母が私生子を委託したる人又は團體の負擔とせられたり 數州の法律又立法規定なきときは裁判上の判決は私生子の資料を補助することを母に命す 子の遺棄並に子の扶養保護の拒絶に關する法律に據り母は子の資料を補助せざるときは訴追せらるることを得

父の義務に關しては各州の法制は著しく相違す 即ち其の内の數州に於ては右の問題に關し何等の法律規定なし 右に關する法律が存在し父の負ふべき金額が定めらるる州に於ては扶養資料は毎月一弗「ア



ルカンサス州)の最少額と或場合には毎年五百弗とすることを得る金額(「オレゴン」州)との間を變化す。義務の最短期間は三年(「ケンネツシー」州)なるに反し「アリゾナ」州に於ては義務は其の子が成年に達して初めて止む。大多數の州は統一法も亦規定するが如く扶養資料金額並に義務期間双方の決定を裁判所に委託す。勿論右の諸州に於ては輿論に於て異論あるが如く實際に於ても著しき相違を認むることを得べし。支拂ふべき扶養資料金額は通常母の生活程度並に父の資力に據るも又必要に臨みて父が正當の家族の扶養に對し負ふ負擔の輕重をも斟酌するものとす。

適用様式も亦相違す「カルフォルニア」州に於ては單に私生子扶養の純然たる民事上の義務のみ存するも右の義務は民事訴訟に依り之れに制裁を附することを得。但し遺棄並に扶養保証の拒絶に關する法律は之を適用することを得るが故に刑事上の訴追をも爲すことを得べし。遺棄並に扶養保証の拒絶に關する法律は十九州に於て之を實施す。

「マサチューセツツ」州は執行猶豫制度の利益を得んが爲めに準刑事訴訟手續より純然たる刑事訴訟手續に移れり。

統一法は左の如く規定す。

「裁判所は父を禁錮に處すること無く其の釋放條件として父を執行猶豫官吏の監督の下に置くことを得。裁判所は支拂並に有罪の言渡を受けたる者の行爲に對する報告に關する條件を定む。右條件の違反

の場合には裁判所は父の禁錮又は新しき收監を命ずることを得」

闕席する被告の複雑なる問題を處理せんと試み「ミネソタ」州は子の出生前又は子の出生の日より六十日の期間内に州を去る父を處罰することを得る規定を制定せり。父が子の父子關係を設定せんとする裁判上の行爲を忌避する意思を以て州を去るときは犯罪を構成し二年の禁錮刑に之を處することを得。「フロインド」教授は「ミネソタ」州に於て制定せられたる規定は逃走前には被告は犯人に非らざりしが故に裁判上の審理を拒絶せざるべしと主張し居れり(註一)

(註一)「フロインド・エルンスト」統一私生子法 通覽千九百二十二年十月十五日」

第五問に對して

殆んど全部の州は私生子に對し婚姻より生れたるが如く直接に其の母を相続するの權利を認むれども其の母の代理人として相続を許可せるは極めて少數の州のみなり「ニュー・ジャーシー」州は「母が夫又は嫡出子又は嫡出子の子を残さざる場合」に非れば私生子は其の母を相続せずと規定し母の相続に關する右の權利を制限す。父を相続する私生子の權利は更に極めて稀に認めらるるに過ぎず。

千九百十九年「兒童局」主催の下に會合したる地方會議に於て該權利に關し討議したる結果市俄古の會議並に紐育の會議に於て左の決議を採擇せり。

「父子關係の裁判上の承認又は父に依る子の書面上の承認ありたる後は婚姻外に生れたる子は相続に關



し婚姻より生れたる子と同一の権利を有すべし』

然れども右の規定は所謂「統一法」には編入せられず「フロイインド」教授は右の事實に關し左の説明を爲せり

「婚姻外に生れたる子が其の父を相続するの権利を有すべしとの勸告を容認することは「統一法」を起草したる者には不可能なりき 該権利の承認に反対の意見が極めて優勢にして又極めて普遍的なるが故に大多数の州に於ては恐らく右の承認を包含する一切の措置は不結果に終りしなるべし

米國の殆んど全部の州が容認せる其の子の相続権を剝奪する父の絶対権が存在せる以上は相続権の付與は又相続法の修正が伴はざる時は單に不確定の利益を與ふるに過ぎず 之れ私生子に關する立法の機會に提議することの無益なる所以とす」(註一)

(註一)「フロイインド・エルンスト」統一私生子法 通覽 千九百二十二年十月十五日」

二三の州は私生子が形式的の認知を爲したることなく父に依り承認せられたるときは私生子の相続権を認む 斯くの如くして例へば「カルフォルニア」州は父が書面を以て其の子を承認したるときは父を相続するの権利を私生子に認め居れり 但し右の権利は母又は父の代理人として父母の家族の各員を相続することを得ざる點に於て制限せらる「カンサス」州の法律は左の如く規定す

「私生子も亦父が之を其の子として承認したるときは父を相続すべし 但し右の承認は一般且つ公知の

方法を以て又は書面に依り之を爲すべし」

父の代理人として相続するの権利は其の子が認知せられたるに非れば認めらるること稀なり 二三の州は明文を以て其の母の他の子を相続するの権利を私生子に付與す 「ニュー・ヨーク」州に於ては私生子は母が嫡出子を有せざる場合に非れば母を相続することを得ず 右の複雑せる法律と直接の對照として「アリゾナ」州の法律は右に關しては私生子の権利は嫡出子の権利に同じと規定し一切の相続問題を單純化し居れり

#### 第六問に對して

「ミネソタ」州のみは婚姻外に生れたる一切の子の利益の保護を國家に依り確保せんが爲めに特別の立法規定を採用せり

「ミネソタ」州の法律は左の如し

「監理委員會が私生子の出生又は恐らく私生子となるべき子の近き將來の出生に付通知を受けたるときは右の子の利益が擁護せらるるや父子關係を設定するが爲め適宜の措置を採りたるや又其の子が適法なる婚姻より生れたりとせば請求することを得たりしものに最も近似せる監護扶養並に教育を其の子に保証せるやを監督すべし

監理委員會は右の保護を最良の方法を以て行ふことを得んが爲めに一切の立法手段又は該委員會が必



要と認むる其の他の手段を採り其の子の扶養並に教育に關し其の子に爲すべき監護に對し其の子の利益に於て時々必要と認むる處置を採り且つ該委員會が最も賢明にして最も實際的なりと認むる形式を以て將に母たらんとせる婚姻せざる女に對して援助並に保護を與ふることを得

本章は第一位に私生子の利益を擁護し且つ其の子が適法なる婚姻より生れたりとせば請求することを得たりしものに最も近似せる監護扶養並に教育を其の子に保証せんとする目的を達せんが爲めに廣き意義に之を解釋すべし 該目的は本規定が本州の義務たることを認め且つ本州の義務を構成することを宣告す

該法律の實際の執行は郡兒童保護委員會と協力する州の監理委員會の兒童局之を行ふ

多數の州に於ては裁判所は繼續的の裁判權を行使し其の最初の命令を變更することを得斯くの如くして例へば統一法は左の如く規定す

「裁判所は判決が完全に執行せらるるまで扶養料の支拂を命じ且つ右扶養料の金額を増減せんが爲めに提起せられたる訴訟に關し繼續的の裁判權を行使す 裁判所は又私生子の利益に據り何人が其の子の監護を爲すべきやを決定する場合にも繼續的の裁判權を行使す」

「アリゾナ」州の法律は左の如く規定す

「裁判所は時々該判決の登録後當事者の孰れか一方の請求に基き又は自己の發案を以て其の子の扶養料

の支拂に關する判決の一部分に衡平と認むることを得且つ其の子の保護の爲め必要なるべき修正訂正又は變更を爲すことを得」

「ロード・アイランド」州に於ては都市の貧民救助局長並に州の社會救濟委員會又は之れが爲めに該委員會に依り指名し任命せられたる者は其の子の承認せられたる又は推定の父より貧民救助局長又は委員會又は其の代理人の意見に據り且つ其の自由意思を以て母の出産費用其の子が十六歳に達するまでの其の子の扶養及教育並に母の妊娠又は其の子の出生より生ずる一切の費用を補助するに充分なるべき金額を要求するの權能を有す 其の以後に於ては貧民救助局長又は委員會又は其の代理人は之れが爲めに提起せられたる其の他の一切の訴訟を停止すべし 貧民救助局長又は前掲の委員會又は其の代理人は其の官吏たる資格を以て前記の金額の保管を爲し之を受取りたる際の目的に據り右の金額を支拂ひ使用し且つ充當すべし

#### 第七問に對して

私生子の精神上並に物質上の利益を擁護するを目的とする其の他の斷片的規定存在す 多數の州に於ては法律並に公の証書の用語は私生子が法律並に公の証書中に於ては私生子又は不法の子としてよりは寧ろ「婚姻外に生れたる子」と記載する様に變更せられたり 出生証書の拔萃は時としては私生の起源が明瞭ならざる形式を以て交付せらる 區別を爲す場合に於ては時として身分書類は其の子が其の兩親の行爲に依り認知せられたるときは之を變更することあり



以上の如くして例へば「統一法」は左の如く規定す

「出生証書並に証明書及婚姻外の出生の問題が明確に争訟の目的となれる裁判上の手續証書を除き以後に於て作成し又は送達し又婚姻外に生れたる子の母に依る申告又は右の母に對する通知を包含し又は母と前掲の子との間に存する關係を記載せる他の証書に必要な一切の証書証明書又は其の他の書類に於ては母を兩親中の専ら其の子の監護を爲すべき者として記載し又は其の子を専ら母の監護の下にあることを記載するを以て一切の目的に充分とす 私生子たる事實には何等明示的の記載を爲さず 又「自然」なる用語は婚姻外の血族關係又は出生を記載せるときは「私生」なる用語に相當するものと看做さるべし」(註一)

(註一)「統一私生子法 千九百二十二年第三十五條」

他の規定は更に物質上の利益を私生子に與ふ 私生子に於て異常に高き小兒死亡率を低下せしむる最良手段は母の妊娠並に産褥中並に私生子の出生後數ヶ月間母の保護に注意するに在り 少くとも哺乳期間中母と子を分離せざることを目的とする制度は既に以前より主張せられたるが之れは婚姻せざる母と其の子とを收容する大多數の妊婦收容所及其の他の團體の採用したる制度なり

三州は哺乳期間中子を母より分離せざる右の制度を立法規定を以て認可せり「メーリーランド」州の法制は六ヶ月以下の子は左の三條件中の一に依るに非れば家庭に於て又は施設に於て之を監護するが爲め其

の母より之を分離することを得ざることを規定す

- (一) 右の分離が母子の健康の爲め必要な旨を記載せる二名の醫師の診断書
- (二) 本事項管轄の裁判所より出でたる分離命令
- (三) 州の救助並慈善會議の書面に依る許可

北部「カロリナ」州の法律は同様の言葉を以て規定す 千九百二十三年に採擇せられ(且つ人口九万乃至十萬の郡にのみ適用せらるる)南部「カロリナ」州の法律は少年裁判所判事並に郡の公共衛生官吏の書面に依る許可無くして乳母の家に置くが爲め六ヶ月以下の子を其の母より奪ふ事實を犯罪と看做せり 千九百二十四年には又他の法律が採擇せられたるが其の規定に據れば六ヶ月以下の私生子を其の母より奪ふ者代理商又は團體は前記の州の社會救済局に附屬せる兒童紹介所に對し其の子の面倒を見る者の住所姓名並に其の子の兩親の住所姓名を通知するを要す

「コロラド」州の法律は妊婦收容所は婚姻せざる母が其の健康状態の許すことを條件として右の病院に滞在中自ら其の子を授乳せんことを要求すべしと規定す

「ミネソタ」州に於ては州の公共衛生會議並に監督會議共同にて採擇したる決議の規定に據り病院及妊婦收容所は之れに入院せる病者は右の施設に於て治療を受くる間は其の子を自己の乳房を以て授乳せんことを要求せざるべからず 健康上の理由に對してのみ其の例外を認めらる



妊婦收容所並に児童收容所は屢々州の監督を受く 右の監督は一般に社會救濟部又は局に依り之を行ふ以上の如くして例へば「マサチューセツツ」州に於ては左の如く規定す

『三歳以下の児童を下宿に又は之を養子とする目的を以て收容したる者は出來得る限り速かに右児童の嫡出子關係又は私生子關係を調査すべし 其の児童が私生子たること明確なる場合又は之を信する根據ある場合には直ちに州の救助局に通知すべし

該局員官吏又は使用人は私生子が下宿せるものと信すべき理由存する一切の建物に出入することを得べし 又監督を行ひ怠慢濫用又は其の他の理由に因り其の子の存在を擁護するに必要なりと認むるときは其の子を引出すことを得 其の時より前記の子は該局の監督を受くべし 該局は法律の命する處置を採るべし』

「ミシガン」州「ネブラスカ」州並に「テンテツシー」州に於ては母に對する救助法は明示的に婚姻せざる母に對する救助を許可し又他の或州に於ては法律を右の意義に適用することを得

八州に於ては法制が極めて一般的の意義に規定せられ各種の場合に應ずることを得(註一)

(註一)「ワシントン」州「メーヌ」州「マサチューセツツ」州「ロード・アイランド」州「ネヴァダ」州「ニュー・ハンプシア」州「コロラド」州「インディアナ」州

「ウイスコンシン」州の法律は就中「夫無き母」に關する規定を包含し『當事者の財政状態が子又は母

を適當に看護すること能はざるときは子の出生前六ヶ月より其の出生後六ヶ月までの期間中其の子の母に對しても亦救助を爲すべし』と規定す

「コロラド」州の法制は將に母たらんとする女に對する救助に關し同様の規定を有す

十二州並に「ハワイ」諸島の勞働災害に關する法律は私生子に之を適用す「ネヴァダ」州に於ては法律の保証する利益は一切の私生子に之を擴張す「コロラド」州「アイダホ」州「インディアナ」州「ケンタツキー」州「ルイジアナ」州「ハワイ」州「ニュー・メキシコ」州「ニュー・ヨーク」州及「ヴェルモン」州に於ては法律の保証する利益は承認せられたる私生子に之を擴張し「モンタナ」州「オレゴン」州及「ワシントン」州に於ては該災害以前に認知せられたる子にのみ之を擴張す

希 臘

第一問に對して

私生子の關係は母に關しては分娩に依り定まり父に關しては其の子の認知又は準嫡に依り定まるものとす

認知又は準嫡せられざる私生子は母の家族名並に其の國籍を取得し且つ其の母の血族關係に關しては直系血族關係の權利義務を有す



私生子の母は法律の明文に依り其の後見人とす 但し父と認められたる者も亦後見人と宣告さるることを裁判所に請願することを得父母は共に私生子を見るの権利を有す 異議ある場合には裁判所之を裁決す

### 第二問に對して

私生子の母は其の子の認知を得んが爲めに父に對し訴訟を提起するの権利を有す 右の権利は其の子が満十四歳に達したるときは直ちに臨時に其の子の後見人並に其の子自身に之を擴張す 父が死亡したるときは訴訟は其の相続人が相続を受諾したるときより之れに提起することを得

父が出生前三百日より百八十日までの期間中子の母と生活したることが立証せらるるときは右の事實は父子關係の推定となるべし

受胎が公知の婚姻の約束許嫁強姦又は誘拐又は誘惑に連續したるとき又は父が母の後見人財産管理人たりしときは裁判所は父子關係の公正証明を作成して私生子に對し

(一) 扶養教育寄附等に關する嫡出子の權利

(二) 嫡出子の權利に相當する法定相続權を認む

### 第三問に對して

認知は任意行爲又は裁判行爲とす

準嫡は父母の其の後の婚姻又は命令に依り之を行ふ

私生子は其の父に依り認知せらるることを得又父が死亡し又は其の精神機能を喪失したるときは其の子の祖父たる父の父に依り認知せらるることを得

認知は公証人に對する申告又は遺言に依り之を行ふ

任意に認知せられたる子は父の家族名並に國籍を取得す 又其の子は嫡出子の扶養教育寄附等の權利並に同一の相続權を有す

私生子は其の父が之を準嫡すとの公証人の面前に於ける申述を伴ふ父の請求に基き司法省令を以て之を準嫡することを得 準嫡には公証人に對する子の承諾を必要とす 子が十五歳未滿なるとき又は無能力たるときは承諾は其の子を代理して裁判所長に依り之を與ふべし 未成年者たる子に對しては母の承諾も亦必要なり 母が拒絶したるときは父の請求に基き裁判所長が承諾を與ふることを得べし

私生子の準嫡は又父が公証人に對し又は遺言に依り其の子を準嫡するの意思を表示したるとき又は母と妻を爲し婚姻の約束を爲したるも準嫡請求の提出前又は婚姻の儀式舉行前に死亡したるときは父の死亡後に於ても命令を以て之を爲すことを得

婚姻に依る準嫡の結果は婚姻の儀式舉行の日より始まり命令に依る準嫡の結果は命令が官報に掲載せられたる日より始まる 條件付又は期限付の準嫡は之を禁止す

準嫡子並に其の卑屬は一切の點に於て嫡出卑屬と同一なり



第四問に對して

二六四

裁判の方法に依り認知を得たる子は母の社會的地位に父の財産状態に相應する扶養並に教育を要求するの權利を有す 右の扶養並に教育の權利は男子に對しては十八歳まで女子に對しては二十一歳まで之を擴張す 右の權利は受益者が適法なる婚姻を締結したるときより失效す 右の權利は又其の子が其の社會的階級に對して充分なる自己所有の所得を得るに至るときは裁判所に依り之を取消し又は之を輕減することを得

第五問に對して

第二問並に第三問に對する回答參照

第六問並に第七問に對して

右の質問に對する回答は來らず

匈牙利

第一問に對して

後見事務の規定に關する千八百七十七年の法律第二十の第三十九條の最後の二項の規定に據れば私生子は其の母が成年に達したることを條件として母を法定並に自然的後見人とす 母が未成年者たるときは被

後見人保護事務所が私生子に對する後見人を指定す 但し母が成年に達したる日に法定並に自然的後見人は母に復歸す

後見特に後見人の權利義務並に其の責任に關しては前掲の法律第一部第三章並に第五章が必要なる規定を包含す

母並に自然の父の負ふべき扶養の義務は第四問に對する回答の目的たるべし

第二問に對して

州の婚姻登録に關する千八百九十四年の第三十三の法律は第四十一條に於て自然の父に依る私生子の認知は自然の父が身分官吏の面前にて口頭を以て又は公正証書を以て認知の申告を爲すことを條件として子の身分に之を登記することを得

外國に於て爲されたる認知の登記は身分登記の取扱方に關する内務省令B・M・千九百六年第八〇・〇〇〇號(身分登記の取扱方に關する訓令 Rendeleletk Tárh. 千九百六年第七百七十八頁)第九十五條第二項に據り匈牙利内務大臣の許可を受くべし

民事訴訟並に司法行政の改革に關する千九百二十五年の法律第八の第五十四條に據り常に施行せらるる政府の命令M・E・千九百二十二年第三七七號(Igazságügyi Közlöny 第二十六年第五百五頁參照)は自然の父が死亡したる場合には裁判上の方法に依り訴訟を爲すこと無く子の身分に登記の爲め自然の父が私生子



を自己の子として認めたるや否やを證明すべし

以上に反するときは匈牙利の法律は父子關係の搜索を認めず

裁判所が子の出生前十ヶ月以内に母及母又は其の子の法定代理人に依り自然の父として指定せられたる者が性的關係を有したることを基礎として母又は其の子の法定代理人に依り自然の父として指定せられたる者に對し扶養料の支拂を命じたるときは裁判所は父子關係に關する事實を證明すること確實なれども私生子の扶養に關する訴訟に於て爲されたる裁判所の決定は當該當事者に對してのみ效力を有し之のみを以ては父子關係の設定又は身分登記の基礎とするに足らず

### 第三問に對して

匈牙利に於ては數世紀に亙る慣習が私生子の準嫡に二箇の場合を認む 即ち婚姻並に國王の特別證議に依る認知とす 右の國王の特權は憲法の再定並に國家の最高權の行使に關する千九百二十年の法律第一の第十三條に據り現在は攝政に依り之を行使す

事後の婚姻に依る準嫡は子の兩親が子の出生後に婚姻するときは子の出生前十日以内に匈牙利婚姻法(千八百九十四年の法律第二十六)に據り解除すること能はざる故障事由(第三者直系卑屬親姻族關係兄弟關係等との婚姻)の存在せざることを條件として兩親の承諾とは獨立して且つ兩親の意思に反しても(匈牙利裁判所の決定千九百十七年第五百三十三號參照)之を有效とす

裁判所の慣習法に據れば事後の婚姻に依る準嫡は準嫡せられたる子が一切の點に於て法律上婚姻中に生れたる子と同一視するが爲めに子の出生の日よりの遡及的效力を有す 但し事後の婚姻に依る準嫡は嫡出子の事前に取得せる權利を害することを得ず(匈牙利裁判所の本質的に重要な決定千九百十五年第四百七十五十八號 Polgarjosi Husárogatok Tára 第四百二十一號參照)

國王の證議に依る準嫡は婚姻に依る準嫡が不可能なれども重大なる事由が準嫡を必要ならしむるときに之を爲すことを得 自然の父が生存せるときは自ら右に關し請求を爲すことを得 自然の父が死亡せるときは母又は私生子は父が既に必要なる手段を採りたること又は少くとも之を開始するの堅き決心を爲したることを証明して請求を爲すことを得

第二の場合に於ては準嫡は司法大臣の憲法上の責任を以て保護せらるる元首の證議行爲なり

國王の證議に依り準嫡せられたる子は父子同様に國王の證議に依り準嫡せられたる其の兄弟姉妹並に右の兄弟姉妹の卑屬に關してのみ正系に入り且つ嫡出子の權利は單に國王の證議の日より存在することを除きては嫡出子の權利を取得すべし

### 第四問に對して

千八百七十七年の法律第二十(第十一條第二項並に第三項)は私生子の扶養並に教育に關する現行の法律規則は従前通り存続し且つ裁判所は異議ある場合に裁決すべきことを規定す 但し右の場合に於て其の



子を扶養し且つ教育するの義務に關する裁判所の裁決のあるまでは母は其の子を扶養し且つ教育するを要す

「現行の法律規則」とは裁判所に依り適用せらるる慣習法の規則と解すべし 右の規則に據り自然の父は私生子が其の生計を立て得る年齢まで其の子を扶養せざるべからず 右の年齢は子の社會的條件に據り變化す

一般に裁判所は自然の父に對し十六歳に於て子は其の生計を立つることを得との假定の下に十六歳まで子の要求に應ずるの義務を命ず 然れども肉体上又は智能上の癱疾に因り又は其他の有効なる理由に因り子が更に長期間扶養せらるるの必要あるときは自然の父は子の成年に達するまで又は子が自己の生計を確保し得る年齢まで扶養資料を給付すべし(匈牙利裁判所の裁判千九百二十一年第千二百四號参照)

何人が自然の父なるかを定むること能はざるとき又は自然の父が子を扶養すること能はざるときは扶養の義務は母に歸屬す

裁判所の例に據れば私生子の扶養は前記の如く私生子の出生前十ヶ月以内に母と性的關係を有したる證據を擧げらるる者に依り之を負擔するものとす 但し推定の受胎の時期に於て母が不行跡の生活を續けたるときは母は扶養を請求することを得ず

千九百二十五年の法律第八の第五十四條に依り繼續施行せる政府の命令 M・E・千九百十六年第三九八

二號 (Kendelotok Tára 千九百十六年第二卷第千五百九十一頁) は特に扶養保証並に出産費用の返還に關し尙ほ私生子の私法上の保護を強む

#### 第五問に對して

婚姻に關する千八百九十四年の法律第三十一の第十一條の規定に據れば婚姻の禁止は嫡出子に於けるが如く私生子と其の自然の父及父の親族との間に存在す

同様の原則は相續に關し之を適用す 私生子は其の母の相續に關して嫡出子と同一の權利を有す 最近の裁判所の慣例に據れば私生子は其の母の親族に對しては傍系親族に於ても血族關係存するが故に私生子と其の母の傍系親族に對し相互に相續資格を認む(匈牙利裁判所の決定千九百十八年第四七二八號参照)

私生子は法律の明文に據り其の父又は其の父の親族を相續することを得ず 又其の反對の場合に於ても亦同じ

#### 第六問に對して

現在に於ては匈牙利の法律は公の後見制度を認めず「ブタベスト」の被後見人保護事務所は職業後見の名稱の下に左の制度を創設せり

私生子の親族中に母無き私生子に對し後見人を得ること能はざるとき又は私生子の利益と母の利益とが例へば自然の父に對する訴訟に於て相反するときは被後見人保護事務所は豫め選定したる或種の者の内よ



り後見人を指定す 右の如くにして前掲の豫め選定したる或種の者は同時に多数の子の後見人となるべし 其の地位は他の後見人の地位と何等異なることなし

#### 第七問に對して

私法の範圍に於ては養子は又私生子の精神上竝に物質上の保護を確保することを得る制度なり 裁判所竝に政府及行政機關の慣例に據れば自然の父は準嫡が事後の婚姻又は國王の詮議に依り爲されるときは常に其の私生子を養子と爲すことを得

刑法に於ては千九百八年の法律第三十六（未成年者に關する第二章）竝に少年裁判所の設置に關する千九百十三年の法律第七を引用せざるべからず

特に私生子の保護の爲めに行はれたるに非ずして客觀的竝に形式的の刑法の範圍に於て未成年者に關し前記の法律に依り爲されたる根本的の改革は多数の場合に於て私生子の精神上の進歩を良き方向に導くに有效なる手段を提供す

少年犯人又は環境の爲め精神上汚染したる兒童の大部分は私生子より成れることは經驗の示す所なり

千九百十三年の法律第七に據り行動する少年裁判所の判事は現在の刑法の下に於て最も温情溢れる感化手段より最も嚴格なる規律を有する禁錮に至るまで私生子の精神上の矯正を圖るに適當なる一切の手段を採ることを得るが故に且つ前記の判事は私生子の精神上の利益に感興を覺えて常に行動するが故に前記の

改革が大いに私生子の保護に貢獻せることは疑なき所なり

### 「サルヴァドル」

#### 第一問に對して

「サルヴァドル」の法制は私生子の母の權利義務と私生子の父の權利義務との間に區別を設く

母は父と嫡出子相互間を結合する權利義務と同一の權利義務を以て其の子に關し親權を有す 即ち子は其の父竝に其の母に服従し尊敬せざるべからず又親權を解除せられざる子は民法の兩親に命せる義務と兩立する以上は俸給を受くること無く兩親が命する職業又は負擔に於て兩親の爲めに働くを要す 私生子は特に母に従屬し兩親が老齡に達したるとき竝に兩親が救助を要する一切の生活事情に於て兩親を世話せざるべからず（民法第二百三十條第二百三十一條第二百八十七條第二百八十八條）

父は其の子の扶養竝に教育に必要な經費を分擔せざるべからず又母なきときは父は適法なる父たる場合と同一の方法に依り自ら私生子（父に關しては法律は「自然の子」と稱す）を世話せざるべからず 裁判所は事實を審理したる後子の扶養竝に教育に對し父が母と共に提供するを要する分擔金額を定むべし（民法第二百三十三條第二百八十九條第二百九十一條）

#### 第二問に對して



婚姻外に生れたる子は其の父に依り之を認知することを得 然るときは其の子は「自然の子」の資格を  
取得すべし（民法二百七十九條）

子は推定せらるゝ（十八歳以上の）父が其の子の父たることを認むるやを宣告する爲め裁判所に召喚せ  
らるることを要求するの権利を有す 右の推定せらるゝ父が第二回の召喚に自ら又は代理に依り出頭せざ  
るときは父子關係を承認したるものと看做す（民法第二百八十一條及第二百八十二條）

子は又認知を得るが爲めに其の推定せらるゝ父又は其の相続人に請求を爲すの権利を有す 且つ

(イ) 父が其の子を其の相続人に自己の子として紹介し其の相続人が裁判上の申告に於て之を證明したる  
こと竝に

(ロ) 推定せらるゝ父が自己の子の資格にて其の費用を以て其の子を扶養し教育したること（民法第二  
百八十條第六號及第七號竝に末項）を其の子が證明するときは「自然の子」として看做さるべし

裁判所に於て宣告せられたる確定判決の結果未成年者の強姦（*de lupro*）單純強姦（*violacion*）又は誘拐  
がありたること竝に法律に據り右の最初の二犯罪の一の遂行の當時に又は誘拐せられたる者が誘拐者の所  
有に存したる當時に受胎が生じたることが立證せらるゝときは子は「自然の子」と宣告せらるゝことを請  
求するの権利を有し裁判所は之れに關し事實を審理したる後宣告すべし 斯くの如く認知せられたる子は  
父が適當なる扶養料を提供することを父に請求するの権利を有す（民法第二百二十八條及第二百四十一條）

私生子の認知は尙ほ

(一) 公の證書に依り

遺言證書に依り

(二) 婚姻證書に依り

(三) 裁判上の書類又は其の他の證書に依り

(四) 父が出生證書に父として署名したるとき之を爲すことを得（第二百八十條）

(五) 私生子の認知は私生子に依りて請求せられざりし場合には私生子をして之を受諾するや又は拒否するや  
を宣告せしむるが爲めに之に通知すべし 又私生子が其の財産を管理すること能はざるときは認知は其の  
法定代理人（母後見人又は財産管理人）又は法定代理人を缺くときは特別の財産管理人に之を通知すべ  
し 右の法定代理人又は右の財産管理人は事實を審理したる後事前に發せらるゝ裁判命令無くして認知を  
受諾又は拒否することを得ず（第二百八十四條）

遺言に依り爲されたる認知は遺言が取消されたる場合に於ても之を取消すことを得ず（第九百九十八條  
第三號）

第三問に對して

事後の婚姻は其の婚姻前に懐胎し婚姻後に生れたる子を法律の明文に依り準嫡するの效力を有す 但し



配偶者の孰れに對しても法律上の效力を生ずることを得ざる正式婚姻の場合又は姦通の場合を除く（第二百十五條第二百十六條及第二百十七條）

同様に兩親の婚姻は法律の明文に依り兩親の双方が公の證書を以て又は婚姻證書に於て其の結合より出でたる子として認知したる子を生存せると死亡せるを問はず準嫡するの效力を有す 其の子が法律上の手段の一に依り婚姻前父に依り認知せられたるとき又は其の子を夫の子と宣告する裁判上の判決が豫め言渡されたる時並に双方の場合に於て母の名が出生證書に記載せらるゝときは準嫡が法律上の明文に依り爲さるゝが爲めには母の明示の認知を必要とせず 子が其の父に依り認知せらるゝが爲めに請求書を裁判所に寄託し事件が通常判決の目的となりたる場合に於て又は未成年者の強姦（*entrappe*）單純なる強姦（*violation*）又は誘拐の場合に於て婚姻前に子を認知する裁判上の決定が言渡されざりしときは其の子は準嫡せられたるものと看做さるゝことを要求するの權利を有す且つ裁判所は通常判決に關する手續が第一の場合に於ては充され第二の場合に於て事實の審理後に充さるゝときは其の子を準嫡せられたるものと宣告することを得（第二百十八條第二百八十條第八號及第七號並に第三百四十一條）

前記の場合以外には準嫡は法律の明文に依り行はるゝことなし 又準嫡が效力を發生するが爲めには兩親が公の證書に依り兩親が準嫡を付與する子を生存せると死亡せるを問はず指名することを要す 右の公の證書は婚姻の儀式舉行後は何時にても之を付與することを得 右の準嫡は準嫡せらるべき者に通知す

べし 準嫡せらるべき者は自由之を受諾し又は之を拒否することを得 但し未成年者たるるとき又は他の理由に因り準嫡せらるべき者が後見人又は財産管理人を要するときは之れに通知するを要し又必要あるときは特別財産管理人に通知するを要す 右の者は事實を審理したる後裁判所に依り與へらるゝ裁判上の許可に依り準嫡を受諾し又は之を拒否すべし 準嫡を受諾し又は之を拒否すべき者は認知を爲したると同一の證書に依り又は他の公の證書に依り通知後九十日間に之を爲すことを得右の期間を経過したるときは右の者は準嫡を受諾せるものと解すべし 但し右の者が規定の期間中に申告すること能はざりしことを證明することを得る場合は此の限りに非ず（第二百十九條第二百二十條第二百二十一條第二百二十二條第二百二十三條）

準嫡は準嫡せられたる子の適法なる子孫に之を擴張す 準嫡せられたる子が死亡したるときは其の子の卑屬に通知すべし 右卑屬は前掲の諸條文に據り準嫡を受諾し又は之を拒否することを得べし（第二百二十四條）

事後の婚姻の結果準嫡せられたる子は婚姻中に懐胎したる嫡出子に對して完全なる均等の待遇を享くべし 但し準嫡の利益は準嫡を決定する婚姻以前の日に遡及して之を適用せず 斯くの如くして一子の長子權は他の子の年齢の如何を問はず其の他子の準嫡の事實に因り之を喪失することなし（第二百二十五條）

『嫡出』子なる語は『適法なる婚姻より生れたる』なる語を以て補足するとも法律命令並に遺言證書及



契約に關しては等しく準嫡せられたる子に之を適用すべし 但し準嫡せられたる子が明確及形式的の例外の客体たる場合は此の限りに非ず(第二百二十六條)

婚姻の儀式舉行後に生れたる子の準嫡は婚姻中に懐胎したる子の正嫡と同一人竝に同一の方法に依るに非れば之を否認することを得ず 他の場合に於ては準嫡は左の理由に因り之を否認することを得

- (一) 準嫡せられたる子が受胎の時期を定むるが爲め法律に依り設けられたる規則に據り準嫡せんとする者を父とすること能はざる場合
- (二) 準嫡せられたる子が準嫡せんとする者を母とすること能はざる場合及
- (三) 婚姻が準嫡を爲し能はざりし場合

此の問題に現實の利益を有することを證明することを得る者竝に準嫡せんとする父又は母の正系尊屬に非れば準嫡を否認することを得ず 且つ後者は準嫡を知りたるときより六十日の期間内に前者は現實の利益が生じ且つ其の權利を主張することを得たる日より三百日以内に手續を爲すを要す

準嫡せられたりと推定せらるゝ子のみが又其の子が死亡後に準嫡せられたる場合には直接に準嫡の利益を享くることを得べき其の正系尊屬が通知又は受諾の欠缺を理由として準嫡を否認するの權利を有す(第七十四條第二百二十條第二百二十二條第二百二十四條第二百二十七條第二百二十八條第二百二十九條) 第四問に對して

第一問に對する回答に於て述べたるが如く不法の母は其の私生子に關しては適法なる父と同一の權利義務を有す 母なきときは父は自ら其の私生子を世話し且つ之を教育するを要す 加之父は母と共同して各自の財産状態に據り且つ必要の場合には子の財産状態を斟酌して裁判所の定むる割合を以て子の扶養並に教育より生ずる費用を分擔せざるべからず(第二百三十八條第二百八十九條第二百九十一條第三百四十六條第三百四十八條)

私生子は母に關して又私生子は父に關して適當なる扶養料を請求するの權利を有す(第三百三十八條第四號第三百四十條第三百四十一條)

扶養料は扶養せらるゝ子に必要な限り且つ扶養料を給付すべき者が爲し得る間之を支拂ふことを要す(第三百五十條及第三百五十七條第二號及第三號)

扶養料を請求する權利を有する子は其の不法の母及其の自然の父の相続人に之を請求することを得(第一千百四十一條)

#### 第五問に對して

「サルヴァドル」に於ては法律に據る能力者は皆法律に據り其の財産の受くる減殺を害することなく法律上の相続能力を有する一又は多數の者の爲めに遺言を以て自由に其の財産を處分することを得 遺言者が扶養料を給付すべき者の爲めに扶養料に關する處分を爲さざりしときは右の者は相続人に之を要求する



ことを得(第九百九十六條第千四百一十一條)

私生子竝に「自然」の子は父及母各自の遺言無き相続に關しては民法中の左の條文に依り付與せらるゝ權利を有す

「第九百八十八條

左の者は遺言無き相続に参加することを得

- (一) 嫡出子 母の相続に關しては私生子 適法なる父 適法又は不法なる母竝に残存配偶者
- (二) 父の相続に關しては「自然」の子 祖父母竝に其の他の正系尊屬 母が適法なると不法なるとを問はず母方の不法の孫 双方共に不法なる場合に於ても母方の祖母適法なる父方の不法なる祖母竝に任意に其の子を認知し其の子が右の認知を受諾したる場合に於ける自然の父
- (三) 父方の適法なる兄弟竝に適法又は不法なる異父兄弟
- (四) 適法なる姉妹又は不法の異父姉妹の私生子
- (五) 適法なる父竝に適法又は不適法なる母の適法なる兄弟竝に適法なる父及適法又は不適法なる母の不法の異父兄弟
- (六) 適法なる從兄弟
- (七) 大學及病院

第九百八十九條

前條に列擧する相続人は後の番號中に記載せる者は先の番號の下に記載せる者を缺く場合に非れば相続に参加することを得ざる様に前掲の番號順に據り相互に優劣を有す 且つ相続財産は次の條文竝に第九百八十六條(即ち以下に於て記載せる代表の場合とす)の規定に牴觸することなく各番號中に包含せる者相互間に於ては之を均等部分に分割すべし

第九百九十條

前條の規定に拘らず父が嫡出子孫を残さずして私生子のみを残したるときは私生子は嫡出子たると同一の權利を以て第九百八十八條第一號に記載する他の者と共に相続に参加すべし

第九百八十六條

相続財産を受くるが爲めに代表するの權能は死者の嫡出卑屬親死者の私生子の嫡出卑屬親竝に母の相続に關しては私生子の卑屬親に對し常に存すべし 傍系に於ては叔父と競合する場合に於ても代表は死者の適法なる兄弟又は不法の異父兄弟の嫡出子及嫡出孫の爲めに非れば之を爲すことを得ず

第六問に對して

母は私生子に關し親權を行使し且つ「自然」の子の父は前掲の義務を遂行するを要するが故に「サルツァドル」共和國に於ては私生子に關し公の後見制度なし 私生子が何等かの理由に因り法定代理人を缺く



ときは嫡出子に對すると同一の事情竝に條件に於て裁判所に依り指名せらるゝ遺言に依り又は法律行為に依り發生し又は親族會議に依り行使せらるゝ後見竝に財産管理を請求することを得

第七問に對して

前掲の規定は民事上竝に政治上嫡出子と同一の地位に在る私生子の保護に對し法律の規定せる唯一の手段なり 勿論國家の費用を以て孤兒竝に棄兒を收容し看護し養育し且つ教育する慈善施設は存在す

暹 羅

明白に暹羅人たる兩親より生れたる一切の子は之を嫡出子とし相續財産竝に相續に關する一切の法律上の權利を有す 母との婚姻が公式なると否とを問ふことなし 男と女が夫婦として公然共同生活を爲すことを同意するを以て足る

從て質問書に對する回答は左の如し

- (一) 明白に暹羅人たる兩親より生れたる一切の子は其の扶養竝に相續能力に關し一切の法律上の權利を有す 子は父が知れざる場合に於ても法律に據り母の財産を相續し且つ母に依り扶養せらるるの權利を有す
- (二) 子の父子關係を定むべき訴訟は推定せらるる父の相續財産の一部分を其の子に付與せしむるの目的を

以て推定せらるる父の死亡後に於て之を提起することを得

右の場合に於ては決定は各場合に於て證明せらるる事實に據るものとす

前掲の第一問竝に第二問に對する回答は同様に第三問第四問第五問第六問竝に第七問に對して之を適用するものとす



私生子ニ關スル千九百二十七年第四C.  
L・七十九ノ質問書ニ對スル英國ノ回答



國際聯盟

C・P・E・百四十一 附屬書第二

「ゼネヴァ」千九百二十八年三月十七日

兒童竝に青年の保護に關する諮問委員會

兒童保護小委員會

私生子に關する千九百二十七年第四C・L・七十九の質問書に對する英國の回答

(C・P・E・百四十一の書類參照)

第一問に對して

- (1) 母の權利は之を明確に規定せるものなし 然れども母の私生子の保護に對する自然的權利は裁判所に依り承認せらる(註一)

(註一)「R・對「リー・カレー」に於ける「ナツシュ」千八百八十三年十Q・B・D・四百五十四」

且つ保護問題の生じたるときは裁判所は第一に母の希望を斟酌す(註二)

(註二)「バーナード」對「マクフュー」千八百九十一年A・C・三百八十八」

母は法律に據り或種の義務を負ふが故に右に關しては母は其の義務より生じ又は其の義務に照應する權



利を有するものと考ふことを得べし 例へば母が二十一歳未満の其の私生子の保護を裁判所に依り剥奪せられざるときは其の子の婚姻に母の承諾を要す (註三)

(註三) 『千九百二十五年の子女後見法第二條』

斯くの如くして右の義務は或範圍に於て母が其の私生子の後見人たることを意味するものなり 母は婚姻せず又は寡婦たる間は其の私生子を養育すべきことを法律に依り命せらるべし

(註四) 『千八百三十四年の救貧法修正法第七十一條』

(注意) 『本覺書は英蘭及「ウェールズ」に於ける法律に付説述す 蘇格蘭の法律は或種の點に於て之れに異れり』

(ロ) 父は其の私生子に關し何等の權利を有せず 且つ其の私生子は父の名を有せず 然れども母が死亡し

たるときは裁判所は第三者の請求に對するが如く父に其の子の保護權を與ふ 其の子の出生證書には母並に父が共に父の名も亦登記せらるることを請求する場合に於ても母のみの名を記載するものとす

(註一) (準嫡後の再登記に關しては第三問に對する回答を参照すべし)

(註二) 『千八百七十四年の出生死亡及登記法第七條』

父は法律上の手續を履行したる後其の私生子の扶養を分擔すべき命令が父に爲されたる時裁判所に依り推定の父と判決せられたるに非れば其の私生子に對し何等の義務を有せず

第二問に對して

略式裁判所は法律の規定に準據し私生子の推定の父たる判決を言渡すことを得

右の目的の爲め獨身の女は其の子の父たることを主張する男に對し召喚狀を發する爲め最初に裁判官に請求することを得

右の女は其の子の出生前に於て (此の場合に於ては其の女の陳述は之を宣誓することを要す) 又は出生後十二ヶ月内に又は右の男が其の子の出生後一年以内に英國を去りたることを其の女が證明することを得るときは其の男が英國に歸國したる後十二ヶ月内に右の請求を爲すことを得 或は又其の女は其の子の最初の一年間其の推定の父が其の子の扶養料を支拂ひたることを證明することを得るときは其の後に於ても請求を爲すことを得 (註二)

(註二) 『千八百七十二年の私生子法修正法第三條』

訴訟事件は子の出生後に於て裁判官に依り裁判せらる 裁判官は其の女並に主張せらるる父に依りて其の女並に主張せらるる父の爲めに陳述せらるる證據を審理すべし 裁判所が母の證據陳述が母以外の者の證據陳述に依り或特殊の事項に關し確證せられたることを認めたる時は裁判官は其の男を母の子の推定の父たるべき判決を爲し且つ其の男に其の子の扶養を分擔すべきことを命ずることを得 (註一)

(註一) 『千八百七十二年私生子法修正法第四條』



訴訟事件が却下せられたるときは母は其の陳述を確證する別の證據陳述を爲して該事件を再び審理せしむるの権利を有す 母竝に主張せらるる父は共に裁判官の判決に對し上級裁判所に控訴することを得(註二)

(註二)『千九百十四年の刑事裁判行政法第三十七條第二號』

第三問に對して

千九百二十六年の準嫡法が制定せらるるまでは私生子の準嫡に對し何等の規定無かりき

右の準嫡法の制定以來私生子は其の出生のときに於て兩親の孰れもが第三者に婚姻せざりしときは其の兩親の事後の婚姻に依り準嫡子となるべし 右の規則は父が婚姻の日に於て英蘭又は「ウエールズ」に住所を有せし(又は有する)場合(註三) 竝に他國の法律が兩親の事後の婚姻に依り其の子を準嫡するときは右の期日に父が其の他國に住所を有せし場合にも亦之を適用すべし(註四)

(註三)『千九百二十六年の準嫡法第一條第一號』

(註四)『千九百二十六年の準嫡法第八條第一號』

準嫡は右の準嫡法の日附又は婚姻が其の以後に行はるときは婚姻の日より其の效力を生ず(註五)

(註五)『千九百二十六年の準嫡法第十一條』

且つ準嫡子の出生の再登記に關しては規定あり

父又は母が其の私生子の出生當時に第三者と婚姻したる私生子は之を準嫡することを得ず(註一)

(註一)『千九百二十六年の準嫡法第一條第二號』

然れども右の私生子の身分は千九百二十六年の養子法に依る法律上の養子縁組を以て之を改善することを得

準嫡せられたる者は其の準嫡に關し裁判所の宣告書を受くることを得(註二)

(註二)『千九百二十六年の準嫡法第二條』

第四問に對して

扶養料を受くる私生子の權利は私生子の扶養を母竝に或場合に於ては推定の父に對し強制することを得る法律上の義務に依り之を確保す

母に關しては母は婚姻せず又は寡婦たる間は法律に依り其の子を扶養するの義務を有す(註三)

(註三)『千八百三十四年の救貧法修正法第七十一條』

其の子が女なるときは十六歳以下にて婚姻するに非れば其の子が十六歳に達するまで之を扶養せざるべからず 母が婚姻するときは其の夫は其の母との婚姻前に生れたる母の私生子に對し責を負ふべし(註四)

(註四)『千八百三十四年の救貧法修正法第八條』

私生子の父と主張せらるる者が其の子の推定の父たるべく判決せられたるときは裁判所は毎週又は其の



他の方法を以て母又は命令中に指名せる其の他の者に對し其の子の養育等に對する費用を右の父に命ずる所謂「私生子の父を確定する命令」(affiliation order)として知らるる命令を發することを得(註五)

(註五)「千八百七十二年の私生子法修正法第四條」

右の支拂金は毎週最高二十志の額まで之を高むることを得(註六)又其の子が十六歳に達するまで之を繼續し且つ出産の臨時費並に訴訟費用を之れに包含せしむることを得

(註六)「千九百二十三年の私生子法第二條」

右の命令は裁判所に依り時々之を變更することを得又當事者は右の變更に對し控訴權を有す

支拂金は直接母に對し又は裁判所の收入官吏を経由して之を支拂ふことを命ずることを得又收入官吏並に母又は子の保護權を有する者双方が延滞金の回復に對する訴訟を提起することを得(註一)

(註一)「千九百十四年の私生子の父を確定する命令に關する法律第一條第二號及第三號」

救貧法後見人が子の扶養を負擔する場合には右後見人は父と主張せらるる者に對し私生子の父を確定する手續に對する訴訟を提起することを得

右後見人が勝訴となりたるときは支拂金は直接に之れに支拂ふことを得 右後見人は延滞金回復の訴訟を提起することを得(註二)

(註二)「千八百七十三年の私生子法修正法第五條」

千九百二十六年の準嫡法(註三)以來私生子は其の母が遺言なく死亡し且つ其の死亡のときに嫡出子を

殘存せざる場合には嫡出子として生れたるが如く其の母を相続することを得 右は不動産並に動産双方に適用せられ且つ私生子が其の母以前に死亡するときは其の私生子の子にも亦之を適用す

(註三)「千九百二十六年の準嫡法第九條第一號」

右の例外を以て私生子は無遺言死亡の場合に於ける財産を相続することを得す 但し私生子が明白に指定せらるる場合には遺言に依る權利又は利益を取得することを得

兩親の事後の婚姻に依り準嫡せられたる私生子に關しては其の私生子は嫡出子として生れたる家族の者の爲めに或種の制限を有する不動産並に動産を相続することを得(註四)

(註四)「千九百二十六年の準嫡法第三條」

相続權が子の比較的の年長順に據る場合には準嫡子は之れが爲めには準嫡子となりたる日に生れたるものとして其の順位を定む

第六箇に對して

單に私生子なるが故に其の子に公の後見を置くの制度なし 母は其の死亡後に勤むべき後見人を任命することを得 私生子が二十一歳未滿なるときは其の婚姻に對し右の後見人の承諾を必要とす(註一)

(註一)「千九百二十五年の子女後見法」

裁判所が私生子の父を確定する命令を發したる場合に於て母が死亡し又は心神喪失し又は入獄し且つ其



の子が救貧法の救済を受けざるときは裁判所は其の子の承諾を得て其の子の保護を爲すべき者を任命することを得(註二)

(註二)『千八百四十四年の救貧法修正法第五條』

第七問に對して

児童保護の確保手段に關しては嫡出子と私生子との間に差別を設くることなし

母子保護法の下に於ては地方官憲は分娩前後に於ける母に對し醫療福利並に救助を爲すことを得 地方官憲は母の子に養親を探求して母を補助することを得 右の如く他所へ預けられたる子は七歳に達するまで之を監督の下に置く 救貧法の下に於ては後見人は貧窮なる子を養子とし又は養育並に教育するの權利を有す 又児童法の下に於ても亦嫡出子並に私生子は共に殘酷又は虐待より保護せられ且つ惡環境より遠けらるることを得べし

立法規定以外に児童の保護を管掌せる多數の慈善團體あり 婚姻せざる母並に其の子に對する全國評議會は一般的に私生子問題並に救助を要する各場合を双方に處理し居れり

各種の宗教並に宗派の協會は救助事業を營み婚姻せざる母並に其の嬰兒を扶養す 例へば教會軍救世軍 舊教婦人聯盟及婦女子保護猶太人協會の如し 児童虐待防止全國組合「バーナード」博士庇護所並に棄兒組合の如き他の團體は庇護所並に孤兒院に於て児童を養育す

右の外有志者設立の團體は數ヶ所に於て母が其の嬰兒と生活し日中仕事に出掛くる寄宿舎又は母が勞働中其の子を残し置くべき晝間保育所を設く

### 各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究 終



號數	年	月	司法資料表題
第一號	大正一〇	一二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇	一二	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	一一	一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	一一	二	米國ノ家庭裁判所
第五號	一一	三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	一一	四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	一一	五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	一一	六	英蘭及うえーるすノ警察
第九號	一一	七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	一一	八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	一一	九	英國ノ判事及ますたー論



第一二號	大正二一、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	一一、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營竝ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	一二、一	辯護士倫理
第一六號	一二、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	一二、三	英國監獄制度
第一八號	一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	一二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論
第二二號	一二、六	(附) 統一的勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二三號	一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
		戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附) 丁抹ノ社會政策的立法概觀

第二四號	大正二二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	二二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會竝ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附) 調停制度概觀
第二六號	二二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附) 英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	二二、八	短期自由刑論
第二八號	二二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	二二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	二二、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	二二、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	二二、一一	司法制度改良論
第三三號	二二、一一	獨逸新經濟法
第三四號	二二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例
第三五號	二二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例



第三六號	大正一三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(丁抹、瑞典、諾威之部)</small>
第三七號	一三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續
第三八號	一三、二	佛國借家借地法
第三九號	一三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(英國、加奈陀之部)</small>
第四〇號	一三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	一三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(南亞之部)</small>
第四二號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(濠洲之部)</small>
第四三號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(米國之部)</small>
第四四號	一三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	一三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位附司法行政機關)
第四六號	一三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號	一三、六	瑞西國辯護士法

第四八號	大正一三、七	露西亞事情
第四九號	一三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	一三、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第五一號	一三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號	一三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號	一三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第五四號	一三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	一三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第五六號	一三、一一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號	一三、一一	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞働法正文



第五八號	大正一三、一二	米國少年裁判法
第五九號	" 一三、一二	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第六〇號	" 一四、一	不定期刑ノ言渡制度
第六一號	" 一四、一	改善不能性犯人ノ處遇
第六二號	" 一四、二	英蘭刑事訴訟法概觀及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録
第六三號	" 一四、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)
第六四號	" 一四、三	獨逸國後見制度(前編)
第六五號	" 一四、三	獨逸國後見制度(後編)
第六六號	" 一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	" 一四、四	假釋放
第六八號	" 一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣

第六九號	大正一四、五	誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録
第七〇號	" 一四、六	諸國刑法草案
第七一號	" 一四、六	英國司法警察論
第七二號	" 一四、七	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
第七三號	" 一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一編)
第七四號	" 一四、八	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書 附 金山檢事宇野判事視察報告書
第七五號	" 一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七六號	" 一四、九	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二編)
第七七號	" 一四、九	獨逸國陪審裁判所記録 附 秋山檢事鈴木判事視察報告書
第七八號	" 一四、一〇	刑罰ニ關スル制度(其一)
		佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及ヒ司法制度の概觀)



第七九號	大正二四、一二	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(總則篇)
第八〇號	" 一四、一二	刑罰に關する制度(其二)
第八一號	" 一五、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第八二號	" 一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州の裁判制度)
第八三號	" 一五、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第八四號	" 一五、四	一九二五年獨逸刑法草案竝に理由書(各論篇)
第八五號	" 一五、五	陪審制度視察報告書集(附) ガルソン教授述陪審制度論
第八六號	" 一五、五	刑罰に關する制度(其三)
第八七號	" 一五、六	正義と貧民(其一)
第八八號	" 一五、七	正義と貧民(其二)
第八九號	" 一五、七	刑罰に關する制度(其四)
第九〇號	" 一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第九一號	" 一五、八	英國に於ける警察裁判所
第九二號	" 一五、九	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第三篇)

第九三號	大正一五、九	刑罰に關する制度(其六)
第九四號	" 一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
第九五號	" 一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概觀
第九六號	" 一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
第九七號	" 一五、一一	佛國裁判制度(其一)
第九八號	" 一五、一二	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)
第九九號	" 一五、一二	國際行刑會議報告書集(一)
第一〇〇號	昭和 二、一	國際行刑會議報告書集(二)
第一〇一號	" 二、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其一)
第一〇二號	" 二、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其二)
第一〇三號	" 二、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)



第一〇四號	昭和	二、三	司法に關する法制
第一〇五號	"	二、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)
第一〇六號	"	二、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)
第一〇七號	"	二、四	保安處分
第一〇八號	"	二、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)
第一〇九號	"	二、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)
第一一〇號	"	二、六	ケード・ウエプスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)
第一一一號	"	二、六	單獨判官と司法官制
第一一二號	"	二、七	國際行刑會議報告書集(三)
第一一三號	"	二、七	國際行刑會議報告書集(四)
第一一四號	"	二、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察
第一一五號	"	二、八	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書 (總則篇)

第一一六號	昭和	二、九	米國の勞働法制(上)
第一一七號	"	二、九	米國の勞働法制(下)
第一一八號	"	二、一〇	刑法草案集(端西一九一八年案、奧一九二二年案、伊一九二一年案)
第一一九號	"	二、一〇	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書 (各論篇)
第一二〇號	"	二、一一	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一二一號	"	二、一一	賭博に關する調査
第一二二號	"	二、一二	佛國の檢察制度
第一二三號	"	二、一二	フレデリック・バイウォーター及エデイス・トムソン 事件の陪審公判
第一二四號	"	三、一	一九二七年獨逸刑法草案竝に理由書(總則篇)
第一二五號	"	三、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一二六號	"	三、三	一九二七年獨逸刑法草案竝に理由書(各論篇)



第一二七號	昭和	三、四
第一二八號	"	三、五
第一二九號	"	三、六
第一三〇號	"	三、七
第一三一號	"	三、九
第一三二號	"	三、一〇
第一三三號	"	三、一一
第一三四號	"	三、一一
第一三五號	"	三、一二
第一三六號	"	四、一

刑法改正に關する比較法制資料(前篇)  
 刑法改正に關する比較法制資料(後篇)  
 佛國裁判所の構成に關する法令  
 米國裁判所の組織及び訴訟手續  
 ソウイエット露西亞の法制(前篇)  
 ソウイエット露西亞の法制(後篇)  
 限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習  
 飲酒者に對する處遇  
 一九二七年伊太利刑法豫備草案  
 治安判事論  
 各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究



